

会報

第168号

◇エッセー

国連女性2000年会議に思うこと 奈良女子大学長 丹羽 雅子

■諸会議議事要録

理事会

第1常置委員会

第2常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

医学教育特別委員会

教員養成特別委員会

大学評価に関する特別委員会

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

■予算・決算

平成11年度国立大学協会歳入歳出決算

平成12年度国立大学協会歳入歳出予算(案)

■資料

教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の
在り方について」に対する意見

国立大学協会

平成12年6月

会報

平成12年6月 第168号

第50卷第2号通巻第168号

平成12年6月号

国立大学協会

●エッセー

国連女性2000年会議に思うこと 奈良女子大学長 丹羽 雅子……………5

【事業報告】

■諸会議議事要録（平成12年1月～4月）

理 事 会（3.8）……………11

報 告

大学入試センターからの報告

会務報告

各委員会委員長報告

協 議

平成12年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について

教員養成特別委員会の継続設置について

医学教育特別委員会の継続設置について

委員の委嘱について

第8常置委員会の設置について

「国立大学における男女共同参画を推進するために」（報告書案）について

当面する諸問題について

その他（総会へのオブザーバー出席について）

第1常置委員会（3.29）……………20

報告事項

「独立行政法人化問題に関する検討小委員会」での検討について

「東京大学の設置形態に関する検討会」比較検討WG報告について

第2常置委員会（4.11）……………21

専門委員の委嘱について

大学審議会大学入試に関する専門委員会における審議状況について

大学院入学者選抜実施要項について

大学入試センター試験の在り方について

第5常置委員会・JANUSSEP小委員会合同委員会（2.14）……………31

報告事項

UMAP国際理事会について

UMAPリーダーズ・プログラムについて

ドイツの大学との学生交流について

国大協英文パンフレットの作成について

第8常置委員会委員の推薦について

第6常置委員会（4.18）……………36

専門委員の委嘱について

| | |
|--|----|
| 学生納付金等検討小委員会の設置継続について 今後の会議日程等について 独立行政法人化問題及び当面する国立大学の財政問題について | |
| 第7 常置委員会 (1.6) | 39 |
| 国家公務員倫理法について その他 (情報公開法に関する検討小委員会委員の委嘱/今後の審議事項) | |
| 医学教育特別委員会 (4.27) | 41 |
| 委員長の互選について 専門委員の委嘱について 現在の医学教育をめぐる諸問題について | |
| 教員養成特別委員会 (3.2) | 45 |
| 国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について 教員養成特別委員会の設置継続について その他 (教育課程審議会からの書面ヒヤリングについて) | |
| 大学評価に関する特別委員会 (1.24) | 46 |
| 報告事項 大学評価機関について 第8 常置委員会への引継ぎについて | |
| 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 (1.14) | 50 |
| 特別寄稿について 記念祝賀会について 国立大学協会50年のあゆみについて | |
| 国立大学協会50周年記念行事準備委員会 (3.30) | 53 |
| 国立大学協会50年のあゆみについて | |
| ■諸 会 合 (平成12年1月～4月末までの開催会議) | 55 |
| 【予算・決算】 | |
| 平成11年度国立大学協会歳入歳出決算 | 56 |
| 平成12年度国立大学協会歳入歳出予算 (案) | 57 |

【資 料】

教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の
在り方について」に対する意見58

【そ の 他】

常置委員会の設置等61

編集後記

国連女性2000年会議に思うこと

—女性科学研究者の環境改善をめざして—

奈良女子大学長 丹羽 雅子

国立大学協会に仲間入りさせていただいて3年の歳月が経過したが、いまだに国立大学初の女性学長と言われることに戸惑いを感じている。

平成11年5月に国立大学協会会長あてに「女性科学研究者の環境改善に関する懇談会」(Japanese Association for the Improvement of Conditions of Women Scientists)から女性科学研究者の環境・待遇改善の要望書が出され、また、国大協の代表として参加している第3常置委員会委員長が総理府の男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)から、男女共同参画社会の実現に向けての国大協としての取り組みについて報告を求められていることが、平成11年11月開催の国大協理事会において報告された。そのため会長指示により、第3・第4常置委員会共同でこの問題を検討することとなった。

これを受けて、平成11年11月18日第1回共同作業部会(男女共同参画に関するワーキング・グループ)が設置され、国立大学における女性科学者の現況調査及び男女共同参画推進策に関する検討を行ない、平成12年3月末までに検討結果をまとめることになった。その座長をわたくしが引き受けることとなり、5か月足らずの短い期間ではあったが、『国立大学における男女共同参画を推進するために』(報告書)を委員の皆様のご協力を得て作成した。その報告書は平成12年6月の国大協総会に提出される予定である。

今年は、男女平等を目指す国連女性特別総会（女性2000年会議）が6月5日から9日まで、ニューヨークの国連本部で開かれる。1975年に第1回世界女性会議がメキシコで開催され、その翌年から「国連婦人の10年」が始まった。1980年の第2回世界女性会議（コペンハーゲン）では、女性の人権宣言ともいえるべき「女性差別撤廃条約」に日本を含む57か国が署名した。1985年の第3回「国連婦人の10年の最終年」世界女性会議（ナイロビ）では「2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」が採択されている。

1995年の第4回世界女性会議（北京）では、「女性に対するあらゆる差別を取り除く措置をとる」など、女性の地位向上のための「教育」、「人権」、「健康」、「性暴力」など12分野について、各国が実行すべき2000年までの行動を明記した指針「行動綱領」と北京宣言が採択され、日本の女性政策にも大きな影響を与えた。日本においても、それに基づく国内政策として、この5年間に、募集、採用、配置・昇進で男女で異なる扱いを禁じる「改正男女雇用機会均等法」の施行や、社会全体で男女平等を実現するための「男女共同参画社会基本法」が1999年6月に施行されるなど、制度面での一応の整備が進んだ。しかし、半面、現実においては男女間の賃金格差是正など、依然として進んでいない分野も多い。

そして、高等教育機関に身を置くわたくしたちにとって、特に、我が国の国立大学においてはどのような状況であるのかと考えさせられる。

国連特別会議「女性2000年会議」には、約190か国の政府代表と多数のNGOの参加が見込まれ、21世紀の社会や家族像を見通す意味で大きな意義を持つ会議となる。現在、この会議で採択される予定の「成果文書」に何が盛り込まれるかが最大の焦点となっている。

「成果文書」では、これまでの5年間の進捗状況をまとめ、今後の5年間で「行動綱領」を完全に達成するための行動戦略を打ち出す予定とされている。この行動戦略は、今後の日本政府の女性政策の方向性や推進速度、目標水準にも大きく影響するものと考えられる。国立大学においても、女性教職員、女子学生への対応に関して、真摯に受け止めなければならないのではないだろうか。

男女平等の達成に向け具体的な方策を盛り込む各論的な「成果文書」は、その内容をめぐり地域間の意見が鋭く対立している。先進国が女性の人権擁護を最優先課題に掲げれば、途上国は人権より開発優先を主張するというように、先進国と途上国では大いに主張が異なっている。また、子供を産むか産まないかを女性が決める権利「Reproductive Health and Rights」に関しても賛成派と反対派の溝が深い。例えば、北京会議(1995年)では、多くの先進国では、この権利は女性にあると主張したが、パチカン王国やイスラム諸国等では、神や男性にあると主張してゆずらず、結論が持ちこされ、まとまる気配はない。

ある文化圏においては当然のことと考えていることであっても、異なる文化圏や異なる価値観を持つ人々にとっては当然のこととしては受け入れることができず、ここで改めて異なる民族や異なる宗教間における価値の普遍性と個別性の問題が鮮明になった。その結果、本会議の準備の会合では、81項目に及ぶ「成果文書」案のうち、合意がみられたのは、わずか13項目に留まっていると報じられている。

こうした事実を認めた上で、なお先進国の仲間入りをしていると自他ともに認める日本においては、それらの仲間が共通に持っている男女共同参画に関する今日的意義について、共通の理解を持つべきであると考えられる。

すなわち、日本の国立大学の現状については、先進国の仲間入りができる位置

にあるのかどうか真剣に考える必要がある。そして、世界女性会議の成果をふまえ、国立大学における「行動綱領」の策定が必要となってくる筈である。しかし、日本の高等教育における真の男女共同参画社会の実現には、なお遠い道のりを要するのであろうか。

第2次大戦後、日本国憲法に“男女平等”が謳われ、女性の人権が認められて50数年が過ぎた1999年に、男女共同参画社会基本法が公布・施行された。この50年を長い期間とみるか短いとみるかは、それぞれの立場で考えが異なるであろう。

日本で女性が最初に大学教育を受けることを正式に認められたのは、1913年に東京女子高等師範学校助教授の黒田チカ、牧野ろく、日本女子大学助教授の丹下ウメの入学を許可した東北帝国大学からであり、この時点で女性の高等教育にはじめて門戸が開かれたことになっている。いまでいう社会人入学である。そして、1916年には、黒田、牧野両氏が最初の帝国大学出身の女性理学士となった。このことが契機となって、1918年に北海道帝国大学、1922年には同志社大学が女性の学部入学を認め、1925年には九州帝国大学が、法文学部及び農学部を開設して女性の入学を許可している。また、京都帝国大学医学部では女性の聴講を許可しており、以来、東京帝国大学の文学部や工学部、日本大学、早稲田大学でも相次ぎ女性の聴講に途を開いている。

このようにして女性に国立大学への入学の途が開かれた1913年から、85年を経過した1998年の文部省学校統計調査によると、高等教育における、女子学生数は、国立大学学部学生の女性比率33.4%、修士課程23.0%、博士課程21.6%と高等教育を受ける女性の数は大きく増加した。しかし、教員への雇用の面では、国立大

学は女性にとっていまだに狭き門であり続けている。それらをデータでみると、教員(助手を含まない)における女性比率は、6.6%で、これを職階別にみると、教授4.1%、助教授7.9%、講師11.8%である。女性教員比率のこのような低さは、1960年以来ほとんど改善されていない。

ちなみに、アメリカでは、1970年以降、高等教育における女性の占める割合はめざましく上昇し、学部学生は1979年に、修士課程では1986年に、女性が50%を超え、1995年には修士課程55.9%、博士課程39.9%に達している。女性教員の比率も着実に上昇し、高等教育機関におけるフルタイム教員全体の女性比率は34.6%、教授17.8%、準教授31.8%、助教授43.6%、講師その他48.3%とほぼ学生の女性比率に近い値を示している。ヨーロッパ、その他の先進諸国における女性教員比率をみると、かなり高い国と比較的低い国まで差異があるが、それでも日本に比べると、女性の進出は全般的には、はるかに進んでいる。

日本学術会議は、科学者を代表とする機関として1949年に設置され、1356の学会などが所属し、その傘下に約70万人の研究者がいる。そして専門分野毎の180の研究連絡委員会(研連)から成り立っている。現行の日本学術会議会員選出方式は、登録学術団体(学協会)を基盤としているが、この研連単位で日本学術会議会員が選出される。これにより選出される会員総数210名のうち、今期17期は女性が2人で0.95%に過ぎない。

日本学術会議の女性会員を増強するため、2000年6月の総会で女性比率の目標値を「10年後に10%」にしようという案が報じられている。現在進んでいる次期18期会員(任期は3年)の選出では、所属する学会に対して、女性会員の候補者の選出に配慮するよう求められているが、現実には厳しいとされている。女性会員

が初めて選ばれたのは1981年からで、15期に4人まで増えたが、16期は1人であった。日本学術会議会長は、「地球環境問題などに対応するためには、開発主義的な男性型視点より、総合主義的女性の視点が必要である。」として、女性会員の増強を要請されている。

海外の日本学術会議相当機関における女性会員比率は、“Gender discrimination undermines science”, *NATURE*, Vol. 402, 25 November 1999 によると、アメリカ6.2%、カナダ5.3%、ドイツ4.0%、フランス、イギリス3.6%、イタリア2.6%、日本0.8%（学士院会員）などで、日本は国際的にみても極端に低い。

男女共同参画社会の実現に向けて、国際的に積極的な取組みが展開されているが、日本でもようやく重要な政策課題となった。国立大学協会では、男女共同参画の面で現状を把握し、これを促進するために何を為すべきかの具体策を提案する目的で、ワーキング・グループが調査と議論を重ねた結果、大学における男女共同参画推進のための姿勢と方針の明確な表明などの具体的な提言を12項目にわたって行ない報告書に盛り込んでいる。

国立大学が、21世紀の日本社会に果たすべき役割を考えると、現在の大学における男女の教官の比率を変えると、制度を変えなくともできることから取組むことは可能ではないだろうか。

国連女性2000年会議と軌を一にして、ワーキング・グループは国大協の行動綱領、行動計画として、10年先、すなわち2010年までに、国立大学の女性教員比率を20%に引き上げることを達成目標として設定することが適切であると提言している。知性の府にこれらの目標達成を期待してやまない。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成12年3月8日(水) 13:30~17:20
場所 東京ガーデンパレス「華の間」
出席者 蓮實会長
中嶋, 長尾各副会長
丹保, 山田, 阿部, 北原, 磯野, 内藤, 石, 佐藤, 松尾, 岸本, 西塚, 廣中,
齋藤, 近藤, 杉岡, 江口, 二神各理事
佐藤(第3), 梶井(第4), 鈴木(第6)各常置委員会委員長
兵藤, 板垣各幹事
(大学入試センター)丸山所長, 法月事業部長

蓮實会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように述べられた。

本日は, ご多忙のところご出席いただき, 厚くお礼を申し上げます。本理事会は第8常置委員会の設置, 平成12年度の国大協予算(案)のほか, 各委員会の審議状況等についてご報告願ひ, その後, 時間をかけて当面する諸問題についてご議論いただきたくご協力願ひたい。また, 本日は大学入試センター試験に係る問題等についてご説明いただくため, 丸山大学入試センター所長にもご出席いただいている。本日は最初に大学入試センター所長からご報告願うことにしたい。

以上のように述べられたのち, 会長から, 定足数の確認が求められ, 次いで事務局から出席状況及び定足数の報告があった。

引き続き会長から, 本会議は成立しているので, 議事に入らせていただきたい旨述べられ, 議事に入った。

I 報告

1. 大学入試センターからの報告

大学入試センター丸山所長から, 大学入試センター試験に関し次のように報告があった。

平成12年度大学入試センター試験は, 去る1月15日(土)及び1月16日(日)の両日実施し, 無事終了することができた。これも関係各位のご支援ご協力の賜物であり感謝申し上げたい。

ここで最近の大学入試センターを取り巻く情勢について, ご報告するとともに, 併せてお願いを申し述べさせていただきます。

それは, 既に新聞報道等がされているように, 大学審議会の「大学入試の改善に関する専門委員会」において, 現在, 毎年1回実施の大学入試センター試験の2回実施問題, 入試センター試験成績の複数年度利用問題, 大学入試センター試験成績の本人への開示問題, 英語のリスニングテスト問題等々が議論されている。同専門委員会は, 今後数回開催され, 本年4月末頃に

は、その「中間まとめ」が出される予定になっていると聞いている。ついては、この入試問題に係る重要な課題に関し国大協第2常置委員会におかれてもご議論いただきたくお願い申し上げる次第である。

引き続き、法月事業部長から、配付資料「平成12年度大学入試センター試験実施結果報告」に基づき志願者等の受験状況及び各科目別試験平均点等について説明があった。

2. 会務報告

会長から、前回総会以降のものについては「資料3」、「資料4」にその概要が記されているが、ここではその要点を伊藤事務局長から報告していただく旨述べられたのち、同局長から両資料に基づき報告があった。

3. 各委員会委員長報告

会長から、これより各委員会の報告をお願いするが、時間の関係もあり要点のみを簡潔にお願いしたい。また、協議題となっている部分については、その時点でご説明願いたい旨述べられたのち、各委員長から、前回総会以降の各委員会の審議状況等について、次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会（阿部委員長）

本委員会は、昨年総会で「我が国の高等教育・学術研究の将来像」を考える場合の大学が具備すべき基本的要件について検討を付託され、それを受けて昨年12月に各大学に対し意見照会をさせていただいた。その結果については、本年1月初旬に各大学へ送付したところである。

(2) 第2常置委員会（杉岡委員長）

昨年の総会以降、第2常置委員会は開催していないが、昨年12月22日に全国高等学校長協会と懇談を行った。

(3) 第3常置委員会（佐藤委員長）

本委員会は、昨年総会以降開催していないので、ご報告することは特にない。

(4) 第4常置委員会（梶井委員長）

本委員会では、配付資料4の「連合獣医学研究科間連絡会議」からの要望事項にある俸給の特別調整額支給に関し、その取扱いについて1月28日に作業委員会を開催し検討したが、結果として、これは要求事項としてなじまないのではないかということであったが、改めて本委員会を開催して検討することになっている。

(5) 第5常置委員会（内藤委員長）

本委員会は、2月14日に開催し、主として次の事項について報告を行った。

1) 「日米共同の新しい短期留学プログラム」の2年目の参加大学について

この日米共同短期留学プログラムは2年目に入るが、第2回目の日本の参加5大学（小樽商科大学、筑波大学、横浜国立大学、東京外国語大学、大阪大学）に対し、アメリカ側は45の大学から共同事業への参加表明があった。

アメリカにおける1回目と2回目の参加希望大学数を見ると、オーバーラップした大学を除いても総計で71大学が参加を表明したことになる。また、今回の派遣に伴う打合せ等のため、近々、各派遣大学に米国大学協会の担当者が訪問視察する予定である。

2) UMAP国際理事会について

国際事務局の運営経費に関する UMAP 加盟国からの拠出金の負担について、時間的な経過もあったが、この度、10か国から拠出金の納入があった。また、文部省からも UMAP に対し、学生のための国際交流経費として約3,900万円の予算措置がされた。

3) UMAP リーダーズ・プログラムについて

このプログラムは、文部省の予算措置に基づくもので、UMAP を中心としてアジア諸国等の優秀な学部レベルの学生約40名を招聘し、夏期の2か月間、英語による集中講義等を日本の大学で行い、将来のリーダーとなり得る人材の養成に寄与しようとするものである。日本での実施大学は東京外国語大学及び九州大学の2校と聞いている。なお、実施予定としては平成13年度夏を目処に行われる予定である。

4) ドイツの大学との学生交流について

文部省から10名枠の奨学金が予算措置されたことに伴い、早速、その旨を HRK (ドイツ大学総長会議) に伝えたところ、同会議から日本への留学を希望している人数としては、全体として200名程度であるが、そのうち10名分が確保されたことについて、感謝の意が表明された。これを受けて、本委員会では、受入態勢について現在検討しているところである。

(6) 第6常置委員会(鈴木委員長)

本委員会は、昨年総会以降開催していないが、この間の動きについて、2点ほど申し上げたい。

一つは、授業料問題で、会務報告にあるように陳情したところであるが、内容的には、平成13年度から授業料が現行の額の3.8%アップで496,800円になるが、上げ幅は極力抑えたとの文部省の説明であった。また、学部別授業料の導

入に関しては見送られたが、将来的には財政当局としても検討課題の一つと考えているようである。

二点目は国立大学の施設整備関係で、昨年10月中旬に関係機関等へ陳情したところであるが、その後、補正予算が生まれ、約1千数百億円の施設整備費が措置されたと聞いている。国立大学の教育研究の根幹をなす施設の整備・改善を促進するためには、試算であるが毎年計上経費が約2千数百億円程度あれば、その可能性もあり得ると思われる。しかし、当該経費が半減され、かつ補正予算がなくなった場合に、これをどうするかという大きな問題に直面することになる。また、このことは独法化との関連においても、いま述べた2点が大きな課題になるうかと思われる。

(7) 第7常置委員会(丹保委員長)

本委員会は、1月6日に開催し、次の事項等について審議を行った。

1) 委員の委嘱について

本委員会の専門委員である若松北海道大学事務局長を同委員会の下に設置した「情報公開法に関する検討小委員会」の委員として新たに加わっていただくことで、委員会の了承を得ているが、この案件は常務理事会の承認事項となっている。しかし、常務理事会の開催が予定されていないので、本日の理事会に提案させていただいた。おって、ご審議願いたい。

2) 国家公務員倫理法に関する意見の提出について

会務報告で述べられたように、去る1月24日に国家公務員倫理法に関する意見書を文部省人事課へ提出した。配付資料5を参照願いたい。これは本委員会の各委員から出された意見等を

集約しまとめたものであり、委員長名で提出させていただいた。内容的には、あまり細かなことに触れず、大局的な視点でとらえたままとめている。その結果については、現時点でも聞いていない。

(8) 医学教育特別委員会（鈴木委員長）

本委員会は、昨年総会以降開催していないので、ご報告することは特にない。

(9) 教員養成特別委員会（代理：中嶋副会長）

本委員会は、昨年総会以降、平成11年12月24日に作業委員会を、平成12年3月2日に本委員会を開催した。作業委員会は主に昨年3月に刊行した「今後の教員養成と教育学部の在り方について」の第一次報告を基に、その後における補充の追加調査等を加えた最終報告に向けての作業について専門委員会を中心に検討した。次いで3月2日の本委員会では次の事項等について審議を行った。

1) 「今後の教員養成と教育学部の在り方について」の最終報告書について

作業委員会の検討状況を踏まえて、さらに検討した結果、最終報告書を新年度早々に刊行する方向で進めることとした。

2) 教員養成特別委員会の継続設置について

本特別委員会は、本年3月末をもって設置期間が終了となるが、現在の教員養成を取り巻く諸状況を勘案すると、国大協において教員養成に関する諸問題について適切に対応できる組織として「教員養成特別委員会」を存続させることが必要であるとの認識から、本委員会でご議論願います承を得たところである。ついては、本日配付の資料9「教員養成特別委員会の継続設置について」でお示しした理由により、設置の

継続をお願いする次第である。おって、ご審議願いたい。

3) 教育課程審議会からの書面ヒアリングの依頼について

昨年12月17日に文部大臣から同審議会に諮問のあった「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」の審議のために、書面による意見聴取の依頼が国大協宛にあった。これを受けて本特別委員会で意見の取りまとめを進めており、おって、会長名をもって回答する予定にしている。提出期日は3月13日までとなっている。

(10) 大学評価に関する特別委員会

(阿部委員長)

委員会は、平成12年1月24日に開催した。審議の内容としては、本年4月1日に発足する「大学評価・学位授与機構」（仮称）の設置法案について、文部省から説明を聞き、意見交換等を行った。また、学位授与機構の中に設けられた大学評価機関（仮称）創設準備委員会（委員長：井村前京都大学長）においては、既に、種々議論が進められているところであるが、その後、目新しい動きは見受けられなかった。

なお、この法案は、現在、国会審議中であるが、中嶋副会長他何名かの方が参考人として国会に行かれると聞いている。

(11) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

(佐藤委員長)

本委員会は、昨年総会以降、本年1月14日に開催した。本委員会の作業としては、二つの流れがあり、その一つは国大協50年史の編集である。現況としては、この編集にかかる問題点等もほぼ出揃い全体的な修正等を加えるとともに

チェックする段階にあるが、そのうち年表にかかる部分については中野専門委員にお願いすることとした。

なお、「50年のあゆみ」に関しては、現在、(株)「ぎょうせい」において、取りまとめ作業を進めているが、原稿が出るのを待って検討することになっている。また、特別寄稿の柱として「国立大学と独立行政法人化の問題」を新たに加えることについて検討し、蓮實会長とも相談した結果、第1常置委員会委員長である阿部東北大学長に執筆をお願いすることにした。

二つ目としては、記念祝賀会であるが、これは伊藤事務局長から説明願いたい。

次いで、同局長から配付資料「国立大学協会50周年記念祝賀会招待基準(改正案)」に基づき詳細な説明があったのち、追加意見等があれば、おって、申し出願うこととし、原案どおり了承された。

II 協 議

1. 平成12年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長から、平成12年度国立大学協会歳入歳出予算(案)についてお諮りしたい旨述べられたのち、伊藤事務局長から「資料8」に基づいて説明があり、協議の結果、原案どおり承認され、これを6月総会に付議することで承認された。

2. 教員養成特別委員会の継続設置について

岡本委員長欠席のため、中嶋副会長から、教員養成特別委員会の継続設置について「資料9」に基づき、継続設置の理由、審議課題、設置期間、委員候補者等について提案説明があった。

次いで、会長から、教員養成特別委員会の継

続設置の件については、会則上、常務理事会の議を経て理事会で決定することとなっているが、常務理事会の開催がなかったため、本理事会でご審議願いたい旨述べられ、協議の結果、異議なく承認された。

3. 医学教育特別委員会の継続設置について

鈴木委員長から、医学教育特別委員会の継続設置について「資料10」に基づき、継続設置の理由、審議課題、設置期間、委員候補者等について提案説明があった。

次いで、会長から、医学教育特別委員会の継続設置に件については、会則上、常務理事会の議を経て理事会で決定することとなっているが、常務理事会の開催がなかったため、本理事会でご審議願いたい旨述べられ、協議の結果、異議なく承認された。

4. 委員の委嘱について

丹保委員長から、若松北海道大学事務局長を第7常置委員会の下に設置した「情報公開法に関する検討小委員会」の委員として、新たに加えていただきたい旨の提案説明があった。

次いで、会長から、これも常務理事会マターであるが、本理事会でご審議願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

5. 第8常置委員会の設置について

会長から、次のように諮られ、了承された。

既に、ご承知のように、この4月から「大学評価・学位授与機構」(仮称)が発足することに伴い、国大協においても評価に関する問題について、継続的に対応し得るよう、昨年11月開催の第105回総会で平成12年4月1日から第8常置委員会を設置することが決められ、その設置手

続き等についてもご了承をいただいた。これに関連し、去る2月3日に会長、大学評価に関する特別委員会の阿部委員長、松尾委員とで委員構成等について協議させていただいた。その結果、本日配付の「資料11」のとおり委員名簿(案)を作成したので、同案についてご審議願いたい。なお、これに伴い、「大学評価に関する特別委員会」は本年3月31日をもって廃止することになる。

次いで、会長から、第8常置委員会の設置に伴う関係規則の改正が必要なため、配付資料「12, 13, 14, 15」のとおり改正案を作成したので、伊藤事務局長から説明願いたい旨述べられ、引き続き同局長から、資料に基づき改正事項等に関する説明があった。

審議の結果、関係規則の改正案(資料13, 14, 15)を、6月の総会に諮ることとした。

なお、規則の改正に関連し、急遽、中嶋副会長から、第5常置委員会の所管事項について、現行の学術交流以外に国際協力の一項目を加えたい旨の提案説明があり、審議の結果、了承され、同様に6月の総会に諮ることとした。

6. 「国立大学における男女共同参画を推進するために」(報告書案)について

佐藤第3常置委員会委員長から、次のように述べられ、了承された。

昨年5月に国大協会長宛に「女性科学者の環境改善に関する懇談会」(JAICOWS)から要望書が出され、これを受けて、第3常置委員会と第4常置委員会が共同でこの問題を検討するためのワーキング・グループ(WG)を設置することが、昨年11月の総会で了承された。

このWGの委員は、男女比4対4の割合で構成され、初会合は昨年11月18日に開催し、その

後、4回程度開催した。時間的な制約もあることから、精力的に討議を行い、本日配付の「資料16」のとおり、中間報告としてまとめた次第である。内容的には国立大学の現状分析と国際比較という観点から、特に、アメリカとの状況比較を主に検討し、さらに各種のデータを基に作成したものとなっている。今後は最終報告に向けての作業となるが、これは第3・第4常置委員会それぞれの本委員会において、再度検討を加える予定にしている。

については、同資料を改めてご一読願ひ、修正および意見等があれば、来る3月21日までに国大協事務局へお寄せ願ひたい。それら意見等も踏まえ、最終案を取りまとめ、それを5月19日の理事会に最終報告としてお諮りしたうえ、6月の国大協総会に提出したい。

7. 当面する諸問題について

会長から、次のように述べられた。

独立行政法人化問題については、今までにも公式、非公式な形で、各理事も様々な方と接触され、情報も得られていると思うが、それは、おっでご報告願うこととして、まずは現状の動きについてご報告申し上げたい。会務報告にあるとおり、昨年12月17日に文部省の関係者と懇談する機会があった。その後、特段の動きもなく今日に至った。しかし、その後の状況について、文部省の関係者と面談し、同省の考え方を聞いておく必要があるとの判断から、昨日、文部省の関係者にお会いし、意見交換を行った。その際、文部省の考えている具体の事案についてお聞きしたところ、文部省としては、既に述べているように、平成12年度の早い時期にということで、出来得れば、4月くらいには何らかの案を提示したいとの考えは変わっていない。

しかし、様々な状況で4月がもう少し遅れるかもしれないとの話であった。それは、情勢変化が生じたということで、既にご承知のとおり、自民党の教育改革実施本部の中に高等教育研究グループが発足したことである。同研究グループの主査は麻生太郎氏（元経済企画庁長官）であるが、その後、同グループによるヒアリングが5回ほど行われた。その最初が国立大学で、2月24日に行われ、それには京都大学、東北大学、九州大学、さらに3月2日には一橋大学、広島大学、鹿児島大学の各学長が出席され、ヒアリングに臨まれた。それ以外に私立大学が2回、学識経験者が1回それぞれ行われたうえ、同研究グループの考えをまとめ、その結果が3月下旬に出されると聞いている。そのような動きがあって、文部省としても、現在、動きがとれない状況にあるのではないかとと思われる。また、もう一つは、もし国会が解散になってしまうと、全く予定が立てにくい状況にもなりかねず、これらの二つの理由により文部省が4月早々に考え方を表明できない状況にあるということが、昨日の会見で感じた次第である。

以上が今日までの流れであるが、先ほどの同研究グループのヒアリングについて長尾副会長から、まずご説明願いたい。

次いで、長尾副会長から、次のように述べられた。

ヒアリングは2月24日の午前、自民党本部において行われた。相手側出席者は麻生氏、森山氏、有馬氏他約30名程度の方々が出席、当方は長尾、阿部、杉岡の3名の学長が出席した。初めに各学長から大学の現状等も踏まえ、高等教育に関する概要説明をしたのち、質疑応答が行われた。質問内容は任用制度の活用、大学の国際化、産学連携、地域への貢献、特許、倫理問

題等であった。これらに対し、我々としては大学の考え、見方等を述べるとともに各大学等における改革の現状等についても申し上げた。締めくくりとして、麻生主査（高等教育研究グループ）から、「国立大学法人法」制度に向けて検討したいので、大学側からも試案を出して欲しいとの話があった。

次いで、阿部理事から、今回のヒアリングに際し、独立行政法人化については、特に発言もなく、むしろ高等教育政策の在り方に関する質問が主で、その意味では、それが主眼のように見受けられたとの補足説明があった。

引き続き、会長から、3月2日のヒアリング状況についても説明願いたい旨述べられ、石理事から、次のように述べられた。

このヒアリングは2回目で、当方は石、原田、田中の3名の学長が出席した。相手側出席者は概ね50名程度であった。1回目とは異なり国立大学の独法化問題について意見を求められた。各人が通則法のもとでの独法化は不適切であること、幼児教育から社会人教育の大切さ、また23地方国立大学長懇談会における意見等を踏まえ、地方国立大学の必要性等について説明を行った。いろいろ質問もあったが、印象的なこととして、最後に、麻生主査（高等教育研究グループ）から、通則法での独立行政法人化は考えていないと明確に言明され、それに変わるものを考えているとの話があった。

以上のような状況報告があったのち、さらに各理事から、様々な情報などをもとに現況報告があり、次いで、意見交換が行われた。その主な内容は次のとおりである。

○ 国大協として、通則法のもとでの独立行政法人化は絶対反対ということは全員一致している。第1常置委員会の中間報告で示した「国

立大学法人法」堅持で、それ以前の状況に戻ることは出来ないと思う。

- 国大協として決定したのは、通則法反対ということで、それ以外の態度決定は総会でされていない。国大協としての対案を作り、態度決定する了解も総会でしていない。それを総会で議論せよということが過日の23大学の懇談会での意見であった。
- それを総会で議論していないのは、議論してもまとまらず外部に国立大学の意見が分裂していると思われるのは良くないと判断しているからである。
- 国大協主導で国立大学の設置形態を議論すべきである。文部省からの提案を待っているのは遅い。
- 総会の決定なしに国大協としての方針が出たらおかしい。
- 総会で態度決定せよということではないが、会長や理事等が持っている情報を各大学に知らせて欲しい。各大学は不安で仕方ない。
- 高等教育研究グループの打ち出した方向は国立大学にとって前進である。グループの報告が出たら、理事会でそれをもとに今後の対応を検討すべきである。
- 自民党などの動きも流動的で、先が読み切れない。弾力的対応も必要であり、手続き論もわかるが不十分なまま国大協で方向を決定するのは良くない。事柄は政治マターになっており、その動きを見て対応する必要がある。
- 第1常置委員会で検討して、国大協としての一つの方向性を出せば、あるいは二つの方向性を出せば、政治家に設置形態分断の口実を与えることになり、自民党の中の一部に出てきた国立大学の理解の芽をつぶすことになる。今はフィクションであっても一枚岩である

ることが必要である。第1常置委員会で審議するとしても、99大学共通の事項ならば中間報告をたたき台として、各大学からの意見をもとに議論できるが、大学の類型ごとにある様々な意見を取りまとめることは出来ないと思う。

- 文部省は国立大学の法人化について、全大学同時一律を考えているようであるが、いずれ各大学が設置形態を選択する事態もあり得ると思うし、出来るところから法人化しても良いのではないかと思う。通則法の特例法より、大学法人法の方が良い。
- 有馬議員は国立大学に対する国費の財政支援は必要であり、国立大学は大学財政を詳細に示し、少ない教育研究費の割合を示すべきであると言っていた。
- 法律の専門家でないので、通則法の中の特例措置、通則法の特例法、国立大学法人法の違いが良くわからない。第1常置委員会の中間報告でも立法の体系について記述しているが、その示す国立大学法人法というものが独立行政法人制度の枠内のものなのか、独立行政法人とは切り離された別の制度を考えたものなのか良くわからない曖昧なところがある。
- いずれ一枚岩論は手詰まりになるので、ある時点で地方大学、総合大学、単科大学等類型ごとの意見を第1常置委員会で議論する必要があると思う。パーツを検討して積み上げていく方向を考えていくべきである。

概ね以上のような意見交換があったのち、会長から、次のとおり提案があり、了承された。

国立大学の設置形態について、変化も出て来ているが、これら状況等も踏まえ、この設置形

態にかかわる諸課題等について、あらかじめ検討しておく必要がある。今後の最大の課題としては財政問題である。法律問題に関しては第1常置委員会において種々検討いただいているが、財政問題に関しては、特に、明確な形にはなっていない。ついては、昨年9月7日に出された「国立大学と独立法人化問題について（中間報告）」をもとに、さらに財政問題等を中心に具体の検討作業を第1常置委員会に付託することとしたい。

III その他

1. 総会へのオブザーバー出席について

伊藤事務局長から、高岡短期大学、筑波技術短期大学から、国大協総会へ両短期大学の代表者を出席させたいとの申し出について、経過説明があったのち、次いで、会長から同案件について諮られ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 平成12年3月29日(水) 10:30~13:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

久保, 貴志, 赤岩, 町田, 小早川, 松尾, 示村, 岸本, 中谷, 廣中, 山本, 森満, 田中各委員

宮脇, 宮腰, 伊藤, 板橋各専門委員

(オブザーバー)堀田凱樹国立遺伝学研究所長

阿部委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 報告事項

委員長から次の報告があった。

(1) 前回委員会(平成11年12月27日開催)以降の

独立行政法人化問題をめぐる動向について

- 自由民主党文部会・文教制度調査会 教育改革実施本部 高等教育研究グループ(主査:麻生太郎衆議院議員)による大学関係者に対する高等教育政策についてのヒアリングがあり, 国立大学については, 2月24日, 阿部東北大学長, 長尾京都大学長及び杉岡九州大学長が, 3月2日, 石一橋大学長, 原田広島大学長及び田中鹿児島大学長が出席し, それぞれ意見陳述した。(「資料1」参照)
- 3月16日, 蓮實会長及び中嶋副会長が佐藤文部事務次官立会いで小淵首相と会談し, 国立大学協会としては, ①国立大学を「独立行政法人通則法」のもとで法人化することには強く反対する, ②高等教育費に対する国の投資をGDP当り0.5%という低率から, せめて欧米先進国なみに高める努力をしてほしいという2点を主張した。(「資料2」)
- 3月23日, 前述の「高等教育研究グループ」において, 独立行政法人化を中心に国立大学の在り方について諸提言を盛り込んだ「提言

これからの国立大学の在り方について」(案)が取りまとめられた。今後, これが自由民主党文部会・文教制度調査会合同会議に, そして関係委員会等に諮られることになると聞く。(「資料3」参照)

(2) 理事会から本委員会への付託について

- 3月8日開催の理事会における協議の結果, 独立行政法人化問題への対応について, 「国立大学と独立行政法人化問題について(中間報告)」(平成11年9月7日)を出発点として, 財政問題を中心とする個別事項の論議を深めていくことを当面の課題として第1常置委員会に付託された。(資料4参照)

2. 「独立行政法人化問題に関する検討小委員会」での検討について

委員長から, まず, 小委員会において理事会付託事項の検討を行うことについて諮られ, 承認された後, 次の諸点が諮られ, 承認された。

- ①松尾小委員会委員長が平成12年4月1日付けで第8常置委員会委員長に就任することに伴い阿部本委員会委員長が今後小委員会委員長を兼務することについて, ②宮脇専門委員を本日付けで小委員会委員に委嘱することについて, ③大学共同利用機関所長の小委員会への出席を認めることについて。

また, 小委員会の運営について, 小委員会委

員以外の委員及び専門委員は随時出席できる拡大小委員会として開催する、代理出席は認めない、会議は非公開とした従来の方針を踏襲することとした。

3. 「東京大学の設置形態に関する検討会」比較検討WG報告について

委員長から、理事会付託事項を議論する糸口として、東京大学の研究会の検討の内容について、同大学教授の小早川委員から説明を伺うこととしたい旨述べられ、ついで、同委員から、独立行政法人通則法と文部省の「検討の方向」（平成11年9月20日）を比較検討し問題点等の分析を行った、「東京大学の設置形態に関する検討

会比较検討WG報告」について説明があった。

以上の説明の後、質疑応答があり、また、自由民主党・高等教育研究グループの「提言」、中央省庁等改革推進本部・会計基準研究会における独立行政法人会計基準についての検討状況、独立行政法人化問題についての政府与党の動きと今後の見通し、本委員会における検討項目、その他について意見交換が行われた。

最後に、委員長から、早急に小委員会を再始動することとし、本日いただいたご意見をも踏まえ、検討すべき具体的な項目などを整理し検討を進めたい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日時 平成12年4月11日（火） 15:00~17:00

場所 学士会分館（本郷）6号室

出席者 杉岡委員長

厚谷、小柳、吉田、板垣、服部、森本、廣瀬、須藤、辻野、守屋、吉川、池田、野村各委員

荒井、前田各専門委員

（文部省）野家大学入試室長、那加野企画係長

（大学入試センター）丸山所長、法月事業部長

杉岡委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、前回委員会以後新たに委員に就任された廣瀬金沢大学学生部長の紹介があった。

〔議事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長から、去る3月末日をもって停年退官により退任された、山極専門委員及び小嶋専門委員の後任として、長谷部清北海道大学教授及び前田稔九州大学教授への委嘱、並びに臨時専門委員であった荒井大学入試センター教授の平

成12年4月1日付東北大学教授転任に伴う専門委員への委嘱変更について諮られた。

これについて協議の結果、いずれも異議なく承認された。

2. 大学審議会大学入試に関する専門委員会における審議状況について

初めに、清野九州大学入試課長から、配付資料〔*「センター試験における英語リスニング導入の問題点」（森満宮崎医科大学長）、*「広島大学の個別学力検査のリスニングテストについて」、*中央教育審議会「初等中等教育と高等

教育との接続の改善について」(中間報告)に対する意見(平成11年11月22日, 国立大学協会), *中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(答申)(平成11年12月16日)のほか, 大学審議会における大学入試センター試験の見直しに関する新聞記事等]について説明があった。

ついで, 文部省の野家大学入試室長から, 大学審議会大学入試に関する専門委員会における審議状況について, 概ね次のように説明があった。

大学審議会大学入試に関する専門委員会では, 今年1月から2回のペースで大学入学者選抜の改善について審議を進めていて, 去る3月28日, これまでの審議状況を総会に報告した。今後, 専門委員会を4月20日に開催し, そこでのまとめを同月28日開催の総会にかけ, これを「中間まとめ」として決定のうえ公表する予定である。そして, その後, 関係団体等に対して書面による意見照会を行い, 1ヵ月程度の期間を置いて6月からまた審議を再開する予定になっている。

中間まとめ案として目下取りまとめつつある中身の骨子は次のようである。

第1章 大学入学者選抜の改善のための基本的な視点

1. 大学入学者選抜を巡る状況について

(変りつつある状況) 現在, 大学は国民の半数近くが進学する教育機関になり, 全体としてみれば大学入試は過度な競争ではなくなっている。今後の大学には国民に広く大学教育の機会を提供することが求められる。その上で, 大学教育を充実し, 特に卒業時における質の確保を図ることが必要である。

(根強く残る状況) 一方, 選抜は, ベーパー

テストによる成績順位にもとづき, 他の要素を加味するのは不公平だという社会の観念はなお根強い。また, 高校卒業時点で一斉に大学進学を目指し, 失敗をやり直すことが難しいというシステムは依然として変わっていない。

(実施体制の問題) 入試業務の負担が増大する中, 教育研究活動への影響を懸念することが指摘され, 教官が中心になっている現在の入試の実施体制の見直しも必要となってきた。

2. 大学入学者選抜の改善のための基本的な視点について

(1) 入学後の教育との関連について

入学後の教育との関連を十分踏まえ, それぞれの大学がそれぞれの大学に相応しい選抜を行い, 求める学生を見出すことが重要であり, その努力は惜しむべきではない。

(2) 学生の能力・適性等の多面的な研究について

受験生の能力・適性等を多面的に評価し, 求める学生を適切に見出す。あるいは, さまざまな学生を入学させて大学教育を活性化させるといった観点から, 選抜方法の多様化等を進めることが大事である。

(3) 受験機会の複数化について

広く国民に大学教育を受ける機会を提供する観点から, 大学に進学を希望する者が, その能力, 適性等を証明する機会をより多く提供することが必要であり, そのために, 受験機会を複数化して, 大学入試において, やり直しのきくシステムを構築することを目指すべきである。

(4) 公平性の考え方の見直しについて

入試の改善が求められる一方, 入試について絶対的な公平性を求める社会の意識が強い。そのことが却って, さまざまな改善の実

現を困難にしていること等から、公平性についての考え方を見直し、絶対的な公平性から合理的に許容される範囲の中での公平性という考え方に転換することが必要ではないか。

(5) 大学における入学者選抜の実施体制の見直しについて

大学教育の充実を図りながら入試改善を進めていくために、教官の負担をできるかぎり少なくする。教官の仕事をアドミッション・ポリシーの決定とか、最終的な合格者の判定といったような本質的な部分に集中させるなど、できるかぎり入試業務の合理化を図ることが重要ではないか。

第2章 大学入試センター試験の改善について

1. 大学入試センター試験の改善のための基本的な考え方について

大学に進学を希望する者の高等学校段階における基礎的な学習の達成度を良質な問題によって把握し、各大学に受験生の学力に関し信頼性の高い情報を提供することが大学入試センター試験に求められる役割であり、各大学がセンター試験を資料の一部として活用することによってそれぞれの入試設計の工夫・改善を促進するという観点から、センター試験の改善にあたって必要ではないか。

2. 大学入試センター試験の具体的な改善方策について

(1) 大学入試センター試験の資格試験的な取扱いの推進について

各大学におけるセンター試験の成績の利用方法として、素点による選抜、センター試験と個別学力検査との成績を合算して選抜するというやり方だけでなく、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる、概括的な利用、いわゆる資格試験的な取扱いと

いうものを積極的に考えるべきではないか。

なお、センター試験を一定の成績をおさめた者に入学資格を与えるという意味での資格試験化という考え方も社会的に議論されているが、これについては今後の課題として今回は検討を見送った。

(2) 良質な試験問題の出題について

良質な試験問題の収集と分析・評価、収集した試験問題をデータベース化し、いわゆるアイテムバンクをセンターに構築することが必要である。将来的には、各大学が試験問題を作成するにあたって利用できるようにし、良い試験問題を作っていくための具体的な仕組みの整備を図ることが大事である。

(3) 教科・科目横断型の総合的な問題の出題について

たとえば、アメリカのSAT型の試験のように、数理的な思考力や言語的な表現力など、大学で学ぶための総合的、基礎的な能力の判定を目的とした、総合的な問題に関する調査研究をセンターにおいて推進し、その結果を踏まえてセンター試験に数理的、総合的な問題の導入を図るべきである。

(4) リスニング・テストについて

センター試験にリスニング・テストの導入を図るため、センターにおいて高等学校との協力体制も含め、試験内容や実施方法に関する具体的な検討を推進する。

(5) 大学入試センター試験の年度内複数回実施について

センター試験を年度内複数回実施し、いずれかの良い成績を用いられるようにすることが適当であり、現実に可能な案として、従来の1月に加えて12月に実施することが考えられる。12月に実施することによって、個別学

力検査の前までにセンター試験の成績を開示することが可能になり、受験生の側に立ってやり直しのきくシステムを構築する上でも、また大学が求める学生を見出す上でも、センター試験の複数回実施の意義は大きい。ただ、その際、高校教育にできるかぎり影響を与えないよう配慮が必要であるし、実施に必要な条件整備など解決すべき問題も少なくないので、関係者間で十分協議すべきである。

(6) 大学入試センター試験の成績の複数年度利用について

平成14年度入学者選抜から、大学の自主的判断にもとづき、1年前のセンター試験の成績も利用できるようにする。この趣旨は、芸術系の大学等で、それほどセンター試験の成績に重きを置かず、1年前の成績でも十分であるというところがあれば、それを認めようというものである。

(7) 大学入試センター試験成績の本人開示について

大学入試センター試験成績の本人開示については、平成13年度については、センターの準備が整わないこともあり大学がそれぞれの自主的判断でこれを行い、センターの体制の整う平成14年度入学者選抜から、センターが全入試日程終了後に一括して受験生本人に開示するようにしたい。また、要望の強い個別学力検査出願前の事前開示については、現在の試験日程では物理的に困難なので、センター試験の複数回実施に向けた入試日程全体の見直しの中で検討する必要がある。

(8) 新しい高等学校学習指導要領にもとづく平成18年度以降の大学入試センター試験の出題教科・科目について

平成15年4月までに平成18年度以降の大学

入試センター試験の出題教科・科目を決定し公表することが適当である。

第3章 各大学における入学者選抜の改善について

1. 各大学における入学者選抜の具体的な改善方策について

(1) 募集単位の大きくくり化と、その中での多様な選抜方法、評価尺度の導入について

募集単位は、学部、学科単位とするなど、できるかぎり大きくくり化した上で、一つの募集単位の中で異なる選抜方法、尺度を用いるようにすることが必要ではないか。

(2) 大学入試センター試験とは異なる能力の判定に力点をおいた個別学力検査の改善について

センター試験を利用する各大学においては、個別学力検査では、論文試験や口頭試問等により、センター試験とは異なる能力を判定するような工夫・改善を図る必要がある。

(3) 受験教科・科目の考え方について

入試改善は入学後の教育を十分意識した上で行うものである。したがって、受験教科・科目も入学後の教育を十分意識した上で設定することが必要であり、入学後の教育の必要性から受験科目等を増やすことがあってもよい。ただその場合、受験者の準備を考慮し、2年程前には予告すべきである。

(4) 分離分割方式の募集人員の適切な配分について

分離分割方式入試における前日程と後期日程の募集人員について各大学の状況を踏まえながら適切な対応を行っていく必要がある。

(5) 秋季入学の拡大について

外国人留学生、帰国子女を対象とした秋季

入学は私立大学を中心に一部行われているが、一般大学における秋季入学の増員も積極的に考える必要がある。その際、1月のセンター試験の成績を選抜において活用するということもあるのではないか。

(6) 事務職員等の積極的な活用や入試専門組織の整備について

入試業務の合理化を図る観点から、センター試験も含めて、教員の関与は選抜の本質的な部分に集中し、その他の部分についてはできるかぎり事務職員や大学院学生等の積極的な活用を図ることが適当である。

(7) 各大学の選抜における信頼性の高い外部の試験の活用について

大学入試センター試験、TOEFL、留学生統一試験といった信頼性の高い外部の試験の一層の活用の推進を図る。

(8) 試験問題の作成における外部の専門家等の活用について

試験問題の作成について外部の専門家等の協力を得ることは検討に値するが、試験問題の作成には秘密性、公平性が強く求められるので、社会からみて疑惑がもたれないような方式を用いることが前提である。たとえば、他の大学の教員を協力委員として委嘱して試験問題の点検等に協力して貰うこと、センターにアイテムバンクを設けて大学が利用できるようにすること、センターによる試験問題作成の支援とそのため体制の整備について検討することが必要である。

(9) 入学者選抜についての評価の推進について

大学評価・学位授与機構による選抜方法に関する評価、試験問題の作成にあたって、作成組織とは別に点検を行う組織を設けることを推進することが必要である。

(10) 入学者選抜等に関する情報提供等の推進について

センターのハートシステムのインターネット化の推進を図る。

2. アドミッション・オフィス入試の適切かつ円滑な推進について

アドミッション・オフィス入試というのは、一定の条件を満たすかぎり誰でも受験できるものであり、受験生の能力・適性等を大学自らが判定しようとするものであることから、公募型入試の一つとして考えられる。推薦入学では、募集人員の5割までとする目安があるが、その目安には含まれないものと考えられている。アドミッション・オフィス入試に求められるものとして、配付の資料に掲げられた点を考えながらこの導入を図ることが求められる。

以上のような説明があったのち、次のような質疑応答が行われた。

○ センター試験を12月に行えば、その成績を個別試験の出願前に開示（事前開示）することは可能だが、1月については物理的に事前開示はできないから、センター試験を複数化しても、受験生にとってそれほど意味はないのではないか。

○ 入試に関する専門委員会（以下「入試専門委員会」という）では、センター試験の複数回実施について資格試験化とセットで議論されている。センター試験の利用のされ方として、素点による、いわゆる合算方式であれば、受験生は少しでも高い得点を取ろうとして2回とも試験を受けようとするであろう。一方、たとえば、現在京都大学理学部が行っているような、独自に設定した基準点に達していれば、あとは個別試験で合格者を決めるという

ことであれば、必ずしも2回受験する必要はなくなる。そういうことで、各大学のセンター試験の利用の仕方として、素点だけでなく、概括的な使い方を工夫してほしいということが議論されている。

- 文部省は、常日頃“足切り”はできるかぎりしないしてほしいといっているが、これからは足切りしてもよいということか。
- 足切りというとき、その倍率が少なければ、受験生本人がどれほど頑張ったかに拘らず自動的に振り落とされてしまう。それに対し、何点以上という基準を示すやり方であれば、そこまで到達できなかったのは、本人の力不足ということになる。且つ、それが2回のチャンスが与えられているということであれば社会的にも受入れられるのではないかという議論が強かった。
- センター試験の成績の利用の仕方を合算方式から達成度をみる方式に変えようということか。
- 今回の入試専門委員会だけでなく、事前の議論の中では、センター試験の成績を素点ではなくA、B、C、D、Eなどのランク指定して出すようにしてはどうかという意見もあったが、そういうことはセンターが決めることではなく、各大学が素点をそれぞれの考え方にもとづいて切っていくことが望ましいということで、基本的には素点方式を維持すべきとされた。ただ、大学審議会の基本的な考え方は、今や大学は国民の半数近くが進学する教育機関になり、国民に広く教育を与えることが、これからの大学に求められる任務になるときに、単にペーパーテストの力ということだけでなく、適性、意欲、関心といったことも評価してほしいということである。し

たがって、センター試験ではある一定の学力水準に達していれば、それ以上は他の要素をみてほしいという考え方に立っている。だからといって、今後、素点による合算方式による選抜はすべきではないということではない。しかし今は、殆どそれに偏っているので、そこをもっと概括的な利用を各大学で工夫すべきであろうということである。

- A、B、C、D、Eなどのランク方式が好ましくないという根拠は何か。
- どうやってランクを切るかにもよるが、点数で切れば1点の違いで、判定結果を分けるということが起きて、却って1点の重みを強くしかねないということ、また、統一的にお仕着せの目盛りをつけるのではなく、各大学がそれぞれの考え方にもとづいて決めるべきだというのが入試専門委員会での主要な意見であったかと思う。
- センター試験に課した科目の総点で何点以上というのではなく、科目ごとにそれぞれ何点以上というやり方はあるか。
- 入試専門委員会の中では、大学が特に重要と考える科目について、これを明記した上で要求することも考えてよいという議論はあるが、現実に行っているところはないと思う。
- センター試験の複数回実施は大学側に大きな負担になるという議論は出ている。これについては、現在、受験生50人当たり2人の教官が試験監督に貼りつく形でやっているが、これを、たとえば、2人のうち1人を事務職員とか大学院学生を当てることで、教官の負担を軽減できないか議論している。
- 複数回実施に伴う負担の問題は、大学側だけでなく、受験生の側にもある。特に雪国では降雪による交通機関の混乱の危険性から試

験前日は宿泊する受験生も少なくないが、2回の受験ということになると金銭的負担も大きくなる。そういう点の議論はなかったか。

- センター試験の複数回実施が受験生にとってどうかという議論もあった。某予備校が、その在校生に行ったセンター試験の複数回実施に関するアンケート調査によると、50%がぜひやってほしい、20%は負担が大きい、30%はよく分からないという結果であったという。確かにご指摘のような問題はあろうが、それでも、1度で決まってしまうよりは遙かによいという議論が強かった。
- センター試験の実施体制として、教官の負担の軽減を図り、事務官も積極的に使うように考えてはどうかという話があったが、それは規模の大きい大学ではできるかもしれないが、私の大学では今でも試験時には事務官もフル稼働しているのだから、そのうえ試験監督もやるというのは困難な状況だ。
- 私の大学も、センター試験を行うときは、事務官も含めて手一杯の状況である。学部によっては、センター試験以外に大学院入試も含めて年間20種類近い試験を行っているところもあり、2回のセンター試験を許容するゆとりはないのが実情である。
- センター試験の成績を点数によって足切りする場合、その点数を前以て公表しておかなければならないのか。
- 受験生が自分のセンター試験の成績を事前開示で正確に分かった上で大学が要求する水準に見合ったところを受験するのが望ましい。その意味では、足切りは、何点以上と基準点を明示し、それを越えていれば個別試験を受けられるようにすることが望ましい。そういうことから、センター試験の資格試験的

な取扱いということと、事前開示ということとをセットで議論されている。

- センター試験を複数化することの根拠がはっきりみえない。12月に行えば事前開示ができるから、それはいいことだと思うが、事前開示のためにやるのなら、現在1月に行っているのをシフトすればよい。事前開示する試験としない試験とを同じ年度に行うことが却って混乱を招くことにならないか。
- 事前開示を1月の試験についてもできればよいが、物理的に難しいということがある。ただし、個別試験の日程を後ろにずらすところまで念頭に入れて検討を行ってはいない。単に1月を12月にずらすということだけでは高校側は納得しないのではないか。そこは前倒しのメリットは何なのかを考えなければならぬ。受験生にもう1回受験の機会を与えるということがあるから、高校側も議論に応じるところがあるのだと思う。
- センター試験を複数回実施するのであれば、受験を高校2年次からでも認め、資格試験的な方向にもっていかないと、本当のメリットは出てこないのではないか。
- 入試専門委員会で、センター試験を資格試験に換置すべきであるという議論はあるが、対象を高校2年次まで広げて受験を認めるという議論にはなっていない。そこまでいくと、むしろ、高校サイドによる達成度評価のための新しい共通試験化という方向の話になってくるのではないか。
- センター試験を2回行うということになると、今の1回でも科目間の得点格差が問題になるのに、さらに調整が難しくならないか。
- 指摘のとおりであり、そうなった場合は、いずれか高得点の方をとるという自由度を認

め、得点調整制度は廃止せざるを得ないと思われる。

- 今まで、受験を偏差値で分けるようなやり方は問題だが、それは受験産業がやっていることだから仕方がないとしてきたところがあるが、それを、センター試験で何点以上の成績をとることが個別試験の受験資格だと、大学が自ら言うことは、結局、大学が偏差値を公認することになる。それでは、偏差値による受験体制そのものの考え方と変らない発想になってしまわないか。
- 大学審議会の議論では、大学というものは広く国民に対し教育を与えるという観点から入試を考えていこうということがある。つまり、1点、2点を争うということではなく、ある程度の学力があれば、それ以上は他の要素をみて判断していくことが望ましいというのが考え方の基本にある。それぞれの大学によって必要とする学力水準は当然違ってくるが、本人の努力次第で入学後伸びているのではないかという発想に立って受験生をみてほしいというのが大学審議会の答申のイメージである。
- センター試験で、たとえば、650点ならよくて、649点では駄目というやり方は選ぶ大学側の論理であって、649点で振り落された受験生によっては納得できないのではないか。それに応えられる論理があるのか。
- 今回、入試専門委員会が公平性の考え方を見直すべきだということを打ち出しているのは、正にそこにある。誰もが納得できる結果ということになれば、点数で切ることになるのであろうが、その発想を変えていきたいということである。
- もし、そういう発想で資格試験を考えると

いうことだと、一定の成績で大学への入学資格を認めるドイツのアビトゥアに近い。しかし、私立大学と国立大学が混在する日本の大学のシステムにそれがなじむかどうか。たとえば、センター試験に5科目課し、その総点は何点以上でなければならないということであれば、高校教育の達成度をみられるのでよいが、私立大学のやり方のように、特定の科目について点数を設定するというのであれば、問題だ。そうでなくても私立大学に引きずられて国立大学の受験科目が減っているのが実状だから、実状と資格試験的発想とのギャップをどう説明できるのか、理解しづらい。

3. 大学院入学者選抜実施要項について

野家大学入試室長から次のように述べられた。

大学院入学者選抜実施要項については、昭和40年代につくられ、それ以後特に見直しをしていなかったが、昨年の大学審議会答申「大学院入学者選抜の改善について」（平成11年8月9日）の中で、その見直しが指摘されたので、答申の趣旨に沿って、平成13年度入学者から適用する選抜実施要項の改正案をまとめつつある。今後、4月28日に審議のまとめを行う大学審議会総会に報告し、了承が得られれば、高等教育局長名をもって各大学に通知したいと考えている。その改正案の中身であるが、基本的にはできるかぎり簡略化して細部にわたる縛りをしない方針でまとめた。

以上のように述べられたのち、引き続き同室長から改正点及び改正の理由について配付資料にもとづき説明があった。

ついで、次のような質疑応答が行われた。

- 選抜期日について、「7月以降の期日で、各

大学が適宜定める」とあるが、試験の回数に制限はないか。

- それはない。従来は8月から10月までが選抜期間であり、それを越えて2次募集、3次募集を行おうとするときは大学入試室と協議することになっていたが、今回、7月以降いつでもできることにしているので、追加募集を行う場合でも協議の必要はない。
- たとえば、推薦入学を6月頃に行うことは原則としてできないということに入るのか。
- 7月以降という選抜期日の原則に入らないので、その場合は、大学入試室に連絡いただき、相談させていただく。なお、大学審議会では40数の研究科を抽出アンケートした結果によると、選抜期日についてももう少し早めてほしいという要望が多かった。ただ、あまり早くし過ぎると、青田刈り、囲い込みになって好ましくない。そういうこともあって、従来より1カ月前倒した。
- 学部と比べれば大学院の方は問題が少ないかもしれないが、秋季入学を本格的に考えようとする、カリキュラムの問題等難しい問題がある。これを推進する理由は何か。
- センター試験の複数回実施と基本的に同じであり、受験機会をできるかぎり拡大してほしいということである。確かに難しい問題ではあるが、学部の秋季入学について高校側からの要望は強い。
- 選抜方法のところで、悪しき慣行で学生の流動性が阻害されているということがあるから推薦状は今後止めることにするのかと思ったら、任意提出にして残すというのは整合性に欠けるように思える。任意ということでは、結果的には、推薦状を貰える受験生と貰えない受験生が出てくる。また、それを受け取っ

た側がそれを評価に使うわけにもいかなくて、意味がないのではないか。

- 基本的には要求してはならないということなので、方向としては同じだと思われる。要求がなければ敢えて提出することではないが、受験生が自分のいろいろな面をみて貰うために提出する資料の一つということであれば、完全に否定してしまうことはどんなものか。

以上のような質疑があったが、改正案については基本的に了承された。

4. 大学入試センター試験の在り方について

委員長から次のように述べられた。

野家大学入試室長からの大学入試専門委員会における審議状況についての説明のうち、特にセンター試験の見直しについては、国立大学の入試に大きく関わることであるので、ご意見を伺い委員会としての意見をまとめ、それを4月20日に開催される同専門委員会の審議に反映させられるようにしたい。なお、意見をまとめるについて資料とさせていただきたく、後刻、アンケート用紙を配付するので、委員会終了時までにご記入おきいただきたい。

以上のように述べられたのち、主として次のような意見交換があった。

- センター試験の2回実施が受験生にとってメリットがあるのかどうか。安定した力のある受験生は2回受けても1回目と2回目との間に点数の差異はそれほど生じないであろう。受験生の心理として2回の受験チャンスがあれば、1回目を失敗しても2回目があるという気持はあるかもしれないが、逆にいうと、1回目の失敗は2回のプレッシャーになる。2回のうち的一方が秋に行うということ

であれば、春の入試の失敗を取り返すチャンスを与えるということでわかるが、入試専門委員会の議論は、そうではなく、資格試験的取扱いということとセットに複数回実施ということが議論になっている。しかし、複数回実施を支持する意見が主流で、反対は少数派である。

- 文部省との意見交換では、センター試験の2回実施を前提として疑義や問題点が出された。アンケートで、仮に賛成と答えれば、それらのことが消されてしまう。また、今後の検討でそれらがクリアされることになるかもわからない。だから賛成とか反対とか一概に答えにくい。
- 何よりも、センター試験を2回実施することのメリットがどこにあるのかがよくみえないということが問題だ。幸いこれまでセンター試験は大きな事故なくやってこられたが、2回実施になれば事故の心配が倍増する。そういうことも問題としてある。
- 入学後の教育との関連でセンター試験の2回実施にどういうメリットがあるのか考えないといけない。そこをよよく議論する必要がある。
- センター試験の複数回実施はその利用の仕方とのセットで考えられるべきである。センター試験を資格試験的に行うのであれば、1回であってもよいのではないか。また、合算方式ということであれば、2回行った方が公平性を保てるように思う。そうした議論をした上でないと、賛成か反対かを答えにくい。
- 入試専門委員会の議論の中では、センター試験を資格試験的にした場合、12月に行う1回目で志望大学が求める点数に届かなくとも、事前開示で自分がどれ程点数が足りない

かが分かるので、2回目で頑張って再挑戦することもできるから、資格試験的にしても2回の受験機会を与えたい、という意見もある。

- センター試験を資格試験的な性格をもたせた方がよいというのであれば、私立大学も含めてもっと幅広く受験科目を課し、教育の達成度をみるというのであれば意味はあるが、特定の科目だけ課すのでは、高校教育の達成度をみることにはならない。そこをよよく議論する必要がある。
- センター試験を1回とすべきか、複数化してもよいのか、その哲学が問題と思う。個人的には、1回失敗したら次の年まで我慢し勉強し直す、そういう発想が大事なのではないかと思っている。そういう意味でも、センター試験は1回にかぎってよいと思う。
- センター試験の見直しで、受験生が最も望んでいることは成績の事前開示であると思うが、文部省の説明ではやり直しのきくシステムの構築の必要性ということがいわれ、複数回実施ありきの印象をうけた。
- 受験機会ということでは、国立大学については現に、前期と後期で2回の受験チャンスがあり、しかも前期と後期とでは異なる尺度で選抜が行われている。センター試験の実施には膨大なエネルギーと経費を要するが、そのような試験を2回実施してプラスになって返ってくるのかどうか疑問である。この問題で大学の事務局はビリビリしている。
- 大学の中でも、学部によってセンター試験の複数化に対する意見が異なり、結論が出ない。
- 大学審議会の今回の答申が、センター試験の複数回実施やリスニング・テストの実施を頭から決め込んでいて、今の時点でどうして

もやらなければならない改善課題のように見えない。むしろ、メリットよりも、それによって引き起こされるデメリットの方が大きいように思われるので、そのことを率直に第2常置委員会の意見として出した方がよいと思う。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように諮られ、了承された。

本委員会として大学審議会で審議されているセンター試験の見直しについての意見をまとめることとしたいが、いただいたご意見を絞れば、

複数回実施については、その根拠が明確でない、リスニング・テストについては、専門家が指摘するように公平性、トラブルの危険性から大規模一斉テストになじまない、資格試験については、基準得点の明示が難しく、また、幅広く試験科目を課さなければ高校教育の達成度をみることにならない、といったことになるかと思う。そこで、お認めいただければ、アンケートの結果をも踏まえて、荒井専門委員のご協力を得て、現時点での意見を取りまとめることとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5常置委員会・JANUSSEP小委員会合同委員会

日時 平成12年2月14日(月) 10:30~12:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 内藤委員長

吉田(豊)、鮎澤、有山、高久、金城、加藤、赤木、河野(伊)、斎藤、河野(俊)、吉田(将)、佐古各委員

(JANUSSEP)長谷川、中野、高田、二宮各委員

(文部省)芝田留学生課長、小林留学生課海外留学官

内藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より新しく第5常置委員会委員に就任された鮎澤孝子東京外国語大学教授、及びJANUSSEP小委員会委員に就任された長谷川淳北海道大学留学センター教授の紹介の後、文部省出席者の紹介があった。

〔議事〕

1. 報告事項

委員長より、前回委員会開催以後の委員会活動に関して、次のような報告があった。

(1) 教員委員の推薦について

昨年10月13日の第5常置委員会とJANUSSEP合同委員会で、理事会への推薦方が了承された第5常置委員会の教員委員については、同

11月1日の理事会において承認された。

なお、任期は平成11年11月1日から2年間である。

(再任) 松浦好治(大阪大学教授)

(新任) 鮎澤孝子(東京外国語大学教授)

(新任) 河野俊行(九州大学教授)

(2) 小委員会の設置について

前回合同委員会で理事会への提案が了承された小委員会の継続設置に関しても、理事会に付議した結果、承認された。

その名称、審議課題、設置期間は次のとおりである。

○小委員会名：短期学生交流計画小委員会

Japanese National Universities

Short-Term Student Exchange

Program (略称-JANUSSEP)

○審議課題：短期の学生交流の諸問題について

○設置期間：平成11年12月15日～平成13年12月14日（2年間）

これまで、小委員会は米国との学生交流を対象としてきたが、近年、ドイツ等の諸外国より学生交流の申し出があり、今後はこれらの要請に対応できるよう審議課題も広くとらせていただいた。

なお、理事会の席上、丹保理事（北海道大学長）より、北海道大学から小委員会参加の申し出があり、冒頭で紹介した長谷川教授が新たに加わることとなったので追認願いたい。

(3) 「日米共同の新しい短期留学プログラム」の2年目の参加大学について

前回合同委員会で、参加表明大学が5大学を越える場合は、1年目と同様、選定の方法及び参加表明大学との折衝等を含め、委員長に一任願ったが、2年目は小樽商科大学・筑波大学・東京外国語大学・横浜国立大学・大阪大学の5大学に決定した。また、AAC&U(米国大学協会)より配付資料「2000 Japan-U. S. Initiative Semi-finalists」の通り、2年目の米国側の参加希望大学の連絡があったので、参考資料として配付した。今後、昨年と同様のスケジュールで事業が進められる予定である。

なお、先般、AAC&UのJ. Spaldingさんが来日され、共同事業の3年目の実施の打診があったが、更なる奨学金枠の確保は困難のため、実施は難しい旨を説明しご了承いただいた。

(4) 要望書の提出について

総会で了承された放送大学への要望書は、平成11年12月10日、委員長が放送大学東京事務所、吉川学長に面談し、趣旨を説明し、要望書を手渡した。

2. UMAP国際理事会について

委員長より、去る1月20日に神戸で開催された国際理事会の報告を、二宮委員に依頼し、二宮委員より配付資料「UMAP国際理事会アジェンダ」「UCTS利用者の手引き」に基づき報告があった。その主な事柄は次の通りである。

- ① 理事全員（韓国・豪州・ニュージーランド・台湾・タイが各1名、日本が4名）が出席した。その他、内藤委員長を含め、日本から多数のオブザーバー参加があった。
- ② 会費は、10ヶ国(サモア、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、香港、台湾、韓国、タイ、アメリカ、フィジー)が支払っている。現在、この10ヶ国及び日本が投票権を持つ正会員である。なお、今回マカオからUMAPへの参加要請があった。
- ③ 昨年の総会において日本提案のUMAP国際事務局支援委員会の設置が了承されたが、今回、理事会にUCTSの調査研究や2000年総会開催の支援等を内容とする作業計画案を提案し、活動経費は設置国負担という条件で了承された。
- ④ 文部省よりUMAP基金(3,900万円)が提供されることになり、その使い方について議論され、UMAPの目的とする学生交流、UMAP基金の充実を図る等の提案があった。
- ⑤ オーストラリアより、理事会開催の2日前、突然E-mailでUMAP憲章の改正(Steering CommitteeをBoardに名称変更、2001年より議長国がオーストラリアに移るので、国際事務局とは別に、議長職をサポートするExecutive Directorの新設)が提案され、議長は議題として取り上げた。会議では国際事務局業務との関係や、Executive Directorの主要業務

が議長を助ける連絡担当業務なら秘書の名称でよい等の意見が述べられたが、十分議論されないまま時間切れとなり、本年10月開催の韓国総会に付議することとなった。この点は、日本の関係者間で是非ご議論いただきたい。

⑥ 国際事務局は業績評価を受けることが決定しているが、その評価基準（プログレス・レポート）に従って計画が実行されているか、財政面で効率的に管理運営されているか、UC TSのモニタリングは正確になされているか、文書・ドキュメントを出す場合は必ず評価メンバーのレビューを受ける、等）や仕組み（国際理事会に評価委員会を置き、メンバーは韓国・台湾・オーストラリアで構成する。国際事務局はドキュメントを用意し、その評価を受けて、本年10月の総会で発表される）が決定した。

⑦ 次回のUMAP総会・大会を、2000年10月16日・17日に韓国・済州島で開催することを決定した。

⑧ その他、インド洋地域大学交流プログラム（UMIOR）やアジア太平洋大学ネットワークの話があった。

以上の報告に関して、概ね次のような意見交換があった。

○ 国際事務局への各国の拠出金はどの程度か。

○ APECの分担方式を踏襲し、総予算額を5万ドルと決めて、分担額を算出している。オーストラリアは4%程度であるが、給与はオーストラリアの負担で、国際事務局に職員を派遣している。

○ 拠出金の多寡で発言権に差異が生ずるというルールはない。全員の総意を前提に物事を進めている。しかし、英語が母国語の国はど

うしても影響力が強くなるという傾向があり、国際会議の場では日本はそれ以上に頑張る必要がある。

○ 議長が議題を選ぶ権利を持っているようで、その采配の振るい方で、非常に大きな影響を受けることもある。

○ アジア太平洋大学ネットワークの趣旨に異論はないが、これもオーストラリア主導で進んでおり、日本に対して事業計画の事前相談もなく、突然に会議参加のオファーが来た。中嶋副会長とも相談し、UMAP国際事務局も十分機能していない状況で、かつネットワークの事務組織も不透明であったので、UMAP国際事務局の際の経験を踏まえ、参加に踏み切るのは時期尚早と判断し参加しなかった。今後、公私立大学団体と歩調を合わせ対応したい。

○ Executive Director設置の提案は、賛成できない。一旦ポストを作ると、UMAP組織が発展した場合、例えばポストの廃止を巡り、後々ややこしい話になる可能性もある。先程の報告を聞く限り、大変わがままな印象を受けた。

○ 日本はご指摘のような態度をとったが、これに賛同する国も見受けられた。国公立大学の先生とも相談し、明確な態度を取るようお願いしたい。

○ 日本は国公立大学団体等が国際事務局に対して財政的な面も含め、出来る限りの支援体制をとっているが、国際事務局の予算執行が不透明である。国際事務局は会費拠出国に対して決算報告をすべきである。国際事務局関係者が改善を図ることを期待する。

○ 韓国の総会で、日本提案の会計基準が承認された。今後はこれに基づき執行されるので、透明性も高まると思う。

3. UMAPリーダーズ・プログラムについて

芝田留学生課長より、配付資料に基づき、次のような報告があった。

これの説明に入る前に、少しUMAPに関してコメントしたい。私のみる限り、UMAPの拡がり、特に諸外国において少ないのと、また政府のコミットメントもやや弱いと感じられる。文部省も出来る限りの支援をしたいと思うが、諸外国の政府にも働きかけて、具体的な事業を通じて、大学の参加を促していきたい。

私費留学生の来日時に特に住宅費（礼金・敷金）に苦勞すると聞くので、平成11年度の第二次補正予算で、今後3年間程度にわたり、新規に渡日する私費留学生に対する一時金（一律15万円、総額41億円）支給の措置を講じた。この事業は最終的には日本国際教育協会への委託事業になるが、その間はUMAPに拠出して、UMAPから日本国際教育協会に委託するという形式をとりたい。その過程で、UMAPにオーバーヘッド1%（約3,900万円）が入ることになる。このお金は、昨年12月に開催されたUMAP国際理事会にも報告し、UMAPの学生交流事業の基金として活用することが承認されたところである。その意味では、日本は国際事務局に対して会費の拠出はないが、今後数年にわたる拠出金に相当する程度の貢献はしたつもりである。

また、同理事会で、もう一つの新たな「UMAPリーダーズ・プログラム」を認めていただいた。これまで二宮教授をはじめ、多くの先生方のご尽力でUCTS（UMAP単位互換方式）が開発され、応用する段階に入っているが、UMAPリーダーズ・プログラムは夏期の2ヶ月間、英語による集中講義を提供し、UCTS方式に

基づき単位互換を行うというものである。先生方の協力を得て、来年の夏を目途に、プログラムを開発したい、またこれに必要な経費は、先程とは別の3,900万円を用意しているが、予算上の制約もあり、当面は2大学、各20名を考えている。

文部省としては、パイロット方式で、この事業を東京外国語大学と九州大学にお願いしたいと考えているが、本日の第5常置委員会でご承認いただき、ご協力を賜れば幸いである。

以上の説明に関して、次のような意見交換があった後、文部省の提案が了承された。

- 受入れ人数も少ないので、留学生派遣大学は各大学のイニシアティブで進めていただきたい。UMAP事務局にも協力をお願いするとともに、文部省も必要が生じれば政府のチャンネルを通じて支援したい。
- 一番の問題は、宿舍の確保である。一般的に2ヶ月という短期間の場合、入居が困難であるので、ご支援をお願いしたい。
- 留学生担当部署も他の部署と同様、通常の人事異動が行われる。ある程度、英語能力を有する職員が来ればよいが、そうでない場合、教官が事務的な仕事をせざるを得なくなる。以前、第7常置委員会が「国際化時代の国立大学事務職員の採用研修のあり方について」で提言したように、国際化時代に対応できるよう、大学の受入れ事務体制についてもご配慮いただきたい。

4. ドイツの大学との学生交流について

委員長より、次のように述べられた。

以前、委員会で紹介したが、アメリカと同様、ドイツからも留学生数のインバランスの指摘があり、ドイツ側から学部学生等の条件も特につ

かず、派遣学生数の増加を図りたい旨の要請があった。この件に関して、芝田課長に要望したところ、人数は10名と少ないが、ドイツに対して短期留学プログラムの奨学金枠を用意できたとの回答を得たので、本日、今後の進め方についてお話しする次第である。

以上の提案に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 現在、短プロを実施しているが、昨今奨学金の枠がきつくなって、各大学とも足りない状況にある。特別枠にしてもらえれば、10名程度なら受入れ可能であるので、現状についてご配慮いただき、まずそこを補っていただければと思う。
- 私の大学は昨年ドイツの大学と協定を締結したが、奨学金枠1名の確保が非常に難しい。交流実績はないが、学生交流を熱心に希望する大学を対象とすることも是非お考えいただきたい。
- インバランスの原因は、受入れ条件の不備なのか、それ以前の情報不足の問題なのか。
- ドイツの学生が、例えば日本文化を勉強したいのか、テクノロジーを勉強したいのか、希望する専門分野がわかるとやりやすい。
- 私の大学はミュンヘン大学と全学的な交流協定を締結し、十数年の交流実績があるが、その経験から言うと、源氏物語や御成敗式目等の日本学を勉強する学生がかつと同様主流であるが、最近では経営学や経済学を学びたいという学生も出てきている。しかし、圧倒的に多いのは文科系の学生で、まだ理系の学生が来たことはない。また、ドイツへの留学体験から言うと、留学生の少ない原因は日本

に対する興味不足ではないかと思う。日本からドイツへの留学生も減少傾向にあるし、またその多くは音楽留学生だと思う。

以上のような意見交換があった後、委員長より次のように諮られ、了承された。

この件は、10名の配分方法は後で決めるとして、配分を受ける大学が担当の先生やドイツの協定校と相談するなりして、どの学問専攻の留学生を受入れるかを決めるという方法しかないと思うが、その前に、本日の意見をドイツ側に伝え、意見を聞くこととしたい。

5. 国大協英文パンフレットの作成について

委員長より、次のように諮られ、了承された。

昨年11月の常務理事会において、本年秋に開催予定の日仏学長会議に国大協英文パンフレットを持参したいということで、第5常置委員会に作成方の依頼があった。誠に恐縮ながら、舩澤委員にご協力を賜り、原案作成をお願いしたい。なお、原案を作成したら、理事会に付議し、了承を得ることとしたい。

6. 第8常置委員会委員の推薦について

委員長より、次のように述べられた。

近く創設される「大学評価機関(仮称)」に対応する第8常置委員会を設置することが、前回総会で決定し、本委員会に学長委員1名の推薦依頼があったので、お話しする。なお、任期は来年6月総会までで、その間は第5常置委員会委員も兼任いただくこととなる。

これについて協議の結果、委員長に一任することとなった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 平成12年4月18日(火) 15:00~17:10

場所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

田頭, 山田, 杉本, 宮田, 兵藤, 宮島, 林, 岡島, 佐和, 小澤, 西塚, 江口,
中山, 江田各委員

原, 渡橋各専門委員

(文部省) 合田高等教育局大学課長, 永山視学官, 米澤国立大学第2係長

鈴木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、本日の会議は、当初、文部省関係者の出席を予定していなかったが、諸般の状況等を勘案し、急遽、出席をお願いした。後刻、お越しいただくことになっているが、その前にいくつかの案件についてご審議願いたい旨述べられたのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長から、菅原前専門委員(東京医科歯科大学事務局長)が、本年3月末日をもって退官したことに伴い、その後任として同大学の橋渡事務局長を委嘱したい旨諮られ、承認された。

次いで、同専門委員の紹介があった。

2. 学生納付金等検討小委員会の設置継続について

委員長から、次のように諮られ、了承された。本委員会の下に設置された「学生納付金等検討小委員会」が本年5月31日をもって設置期限が終了となるが、課題事項である、学生納付金・学部別授業料等の諸問題が残っており、これに対処するためにも同小委員会を存続させる必要がある。

については、従来からの経緯等も踏まえ、同小委員会の設置継続及び人員構成等について審議

願いたい旨述べられ、協議の結果、了承され、これを来る5月19日開催の理事会に提案することとした。

3. 今後の会議日程等について

委員長から、次のように諮られ、了承された。

例年、春と秋に定例的に第6常置委員会と学生納付金等検討小委員会による、合同委員会を開催している。その際、文部省の予算・学生関係等所掌担当官にも出席いただき、意見交換等を行っているところである。については、本日の会議以降に、従前どおり春季の合同委員会を開催することの有無について審議願いたい旨述べられ、協議の結果、委員長に一任することとした。

次いで、委員長から、ただ今文部省関係者の出席をいただいたので、あらためて紹介する旨述べられたのち、合田高等教育局大学課長、永山視学官、米澤国立大学第2係長の紹介があり、引き続いて議事に入った。

4. 独立行政法人化問題及び当面する国立大学の財政問題について

委員長から、今日の国立大学を取り巻く厳しい状況のなかで、特に、独法化問題と国立大学の財政問題については大きな課題といえる。その意味でこれら諸課題を本委員会として検討し

ておくことも必要との判断から、本日のメインテーマとして掲げさせていただいた。

については、これらの問題に関し、文部省から現在の進捗状況等について一通り説明いただいたのちに、意見交換に入りたい旨述べられたのち、初めに合田大学課長から、独立行政法人化問題に関するその後の動き等について、自民党の教育改革実施本部・高等教育研究グループ(主査：麻生太郎)が提言した配付資料「提言 これからの国立大学の在り方について」をもとに、次の主な事項について説明があった。

1. 今後の高等教育政策の在り方について
2. 国立大学の運営の見直しについて
3. 国立大学の組織編成の見直しについて
4. 国立大学の独立行政法人化について
5. 高等教育・学術研究への公的投資の拡充について

以上の説明があったのち、引き続いて、永山視学官から、配付資料をもとに国家財政の現状と平成12年度予算関係等に関し、次の主要事項について説明が行われた。

1. 国及び地方の長期債務残高並びに公債残高の累増等について
2. 一般会計歳出中に占める国債費等の割合の推移について
3. 平成12年度文部省予算の概要について
4. 平成12年度国立学校特別会計予定額の概要について
5. 国立学校文教施設整備費予算額の推移について

以上の説明があったのち、意見交換が行われ、その主な意見は次のとおりである。

- 文部会・文教制度調査会の高等教育研究グループが提言したレポートを見る限り、根本的に大学を良くするための発想で検討され

たことは非常に良いことと思う。そのなかで「3つの方向」と「3つの方針」が提言され、そのうち国公立大学を通じて高等教育・学術研究における公的投資の拡充が述べられている。しかし、現実の問題として、今日の家計財政を見るに、その実現の可能性は極めて低いように思われるが、そのあたりの感触をお聞かせ願いたい。

- 最初から、可能性がないと思う必要はないのではないか。確かに国全体の財政は厳しい状況にあることは事実であるが、努力はされていかれると思う。
- 今回の提言で、わが国の高等教育に対する公的投資が、諸外国との対比で国内総生産比(GDP)が日本では0.5%と欧米諸国に比べて極めて低い水準にとどまっていると述べており、その意味では国が明確に認めたことといえる。従って、今後は増額の方向で動かなければ何の意味もないわけで、単なるお題目にすぎなくなる。そのあたりの動向についてお聞かせ願いたい。
- これは文教部会における提言であり、文教部会としても予算編成のプロセスを通じてその努力はされると思う。しかし、それが増額保障に直接結びつくというものではないと思う。
- 提言のうち、今後とるべき高等教育政策の方針の第1として「競争的な環境を整備する」とあり、そのために適切な評価に基づく健全な競争云々とある。しかし、この適切な評価というものが本当に出来るのかという疑問がある。またここで述べられている競争の意味が研究者個人個人の競争ではなく、組織間の競争のようにも見受けられる。従って、この評価が予算とリンクして増減が図られるような

ことになれば、評価委員会のなかにも純粹の研究者以外の人にも加わると思われるので、どうしても実用性に重きが置かれる可能性がある。特に、人文・社会科学の分野では実用面で議論し得ない側面があり、その意味からも評価のあり方について、一番懸念している。

- 「提言 これからの国立大学の在り方について」を見ると、大学の規模の大小によって受け取り方が違う表現が2箇所ほど出てくる。その一つは、選別と淘汰も避けられないとの表現で、これは小さな大学にとって大変な問題である。もう一つは、大学の自主性を尊重しつつ、積極的に再編統合を推進すべきとの記述があるが、具体的に何校程度を淘汰しようと考えているのか、また、どのような基準で行うのか、さらに同一地域内の統合も視野に入れているのか、そのあたりの方針について、分かる範囲でお聞かせ願いたい。
- 自民党の中でも、どのような基準でやるとか、どの程度の規模で統合再編すべきという議論は今のところ出ていないようである。
- 例えば、幾つかの大学が統合した場合に、全体で一法人となるのか、あるいはその一つ一つが法人となるのか、そのあたりの感触をお聞かせ願いたい。

○ 自民党内でのプロセスの中で、その意見が出たと聞いている。具体的な内容について不明であるが、文部省としては、今のところ一大学一法人を前提にしている。

- 昨年8月に、積算校費等の改善が行われ、その結果が本年度の各大学予算配分額に反映されることになっているが、大学配分額が確定しているようであれば教えてもらいたい。
- 現在、予算の全体総額や補正の動き等が見えにくい状況で、この段階でお話することはできないが、昨年度並の維持が出来ればと思っている。
- 文教施設整備に要する経費として約二千億円くらいないと難しいようであるが、更に必要面積が約460万㎡、未整備面積が870万㎡、合計1,330万㎡が未整備の状態である。もし補正予算が付かないことになれば、どのような方法で整備していかれるつもりなのか、考えをお聞かせ願いたい。
- 例えば、優先順位とか、他の財源等を集める方策があるにしても、現下の厳しい財政状況のもとでは困難と言わざるを得ないが、努力はしていきたいと思う。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7 常置委員会

日時 平成12年1月6日(木) 13:00~15:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 丹保委員長

吉原, 荒川, 吉田, 廣田, 時澤, 佐藤, 山下, 木村, 原, 溝上, 中野, 池田
各委員

小山, 落合, 若松各専門委員

(文部省)加茂川人事課長, 松本審査班主査, 茂里法規係長

丹保委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 新たに専門委員と
なられた落合東京大学附属図書館長, 若松北海
道大学事務局長の紹介及び文部省の加茂川人事
課長, 松本審査班主査, 茂里法規係長の紹介が
あったのち, 議事に入った。

1. 国家公務員倫理法について

委員長から, この問題については一昨年来,
審議を重ねてきたところであり, 平成10年6月
9日には国大協から「国立大学の教員等に対す
る国家公務員倫理法の適用について」の要望書
を文部省に提出した。

しかし, その後, 同法案が継続審議となった
こともあり, 暫くの間, 中断の状況にあったが
昨年8月に国家公務員倫理法が成立公布され,
本年4月1日から施行されることになった。こ
れに伴い同法に対する新たな動きが出ており,
その状況等も踏まえて, 急遽, 本委員会を開催
することになった旨, 説明があったのち, 本日
出席の文部省加茂川人事課長から同倫理法につ
いて説明願いたい旨述べられた。

次いで, 同人事課長から, 配付資料に基づき
国家公務員倫理法の制定経緯等も含め, 全般的
な概要説明があったのち, 引き続いて松本審査
班主査から具体的内容について同資料をもとに
次の主な事項に関し説明があった。

- 1) 国家公務員倫理法の概要について
- 2) 国家公務員倫理法関係のスケジュールに
ついて
- 3) 文部省に国立大学人事課長等を構成員と
する「国家公務員倫理法に関する検討会議」
の設置について
- 4) 国家公務員倫理法の施行に当たっての文
部省における準備について

以上について説明があったのち, 意見交換が
行われ, その主な発言内容は次のとおりである。

- 法第5条の「職員の職務に利害関係を有す
る者」及び第6条の「事業者等」の文言は余
りにも一般的で, 解釈によってはどこまでも
広げられる恐れがあり, これでは学長・大学
教官の自由な活動が大幅に制限され, かえっ
て社会的にマイナスとなる。むしろどうして
も禁止すべきものを, 例えば①入札・物品等
の発注・納入関係にある業者, ②許認可等
の対象者, ③行政指導等により事実上の影響
の及ぶ者等のように制限的に列挙し, 他は個々
の教官の良心に任せることが本来の趣旨に合
うのではないか。
- 正当な対価を支払って行う共同研究等の相
手先企業との会食を伴う情報交換等へ出席す
る場合に, これを禁止・制限されることにな
れば大学教官の活動に対して抑止的に作用す
る恐れがあり, 当該活動の減少や停滞により,

研究成果等の社会への還元や学術の展開に悪影響を及ぼし、かえって公益を損なう恐れがある。むしろ国立大学が民間企業や国公立の研究機関等との共同研究等を推進し、我が国の産業や社会に一層の貢献をしている努力や学術の新展開を図っている現状を勘案すべきである。

- 学術上の書物・論文類の献本は研究推進上不可欠なものであるだけでなく、たとえそれが高価な書物の献本であっても、営利とは全く無関係で、これを禁止・制限すれば、学術発展を大いに阻害する恐れがある。
- 学生とのコミュニケーションを図るための飲食をしながらの教育情報交換は、慣例として行われてきており、学生を「利害関係者」とすることにより、今後の学生に対しての対応に支障を来すことになる。
- 関連病院との情報交換、打合せ及び医療協力は、勤務時間外に及ぶことが多いため、食事をとりながらの打合せは不可欠である。
- 学生の就職にかかわる企業関係者を利害関係を有する者とした場合、学生を就職させるための積極的な活動が制限されることになり、大学の業務に大きな支障が生じることになる。
- 審議会等の開催に当っては、各委員の都合により日時が決定される場合が多い。日程の調整上、実質的に夕刻から夜にかけての会議開催が多く、こうした場合、会議の一環として夕食を共にすることは止むを得ないものとして許容されるべきである。
- 卒業予定の学生から指導教官等に感謝の意を込めて贈られる記念品等の受領や謝恩会等への出席は社会通念上の範囲内ならば禁止・制限されることは適当でないと考えられる。

- 職務として出席した式典で、来賓や参加者に配付される記念品等の提供を受ける場合は社会通念上の範囲内と考えるべきである。
- 公式行事としてのパーティーに職務上出席することは社会通念上の範囲内と考えるべきである。
- 関係団体から贈られる感謝状、表彰状、それに伴う副賞等の受領などは、教官の功績に対して贈られるものであり、また地域連携及び振興のための講演等の謝礼、あるいはそのための経済団体等の懇談会等への出席についても社会通念上認められるべき事項である。
- 国際交流協定上の相手先の機関は、「利害関係者」とすべきではなく、国際機関、外国政府の機関等との国際交流協定の特殊性を考慮すべきである。
- 国家公務員法第104条の兼業許可との関係が不明であるが、これら申請により許可された場合には報告の対象外とすべきである。
- 教育公務員特例法第21条に基づく兼業先は、「事業者等」の範囲に含めるべきではない。
- 原稿執筆・作品製作活動等に伴う報酬の受領を報告の対象とした場合には、これらの活動を抑制する恐れがあり、大学の研究成果の社会への還元を阻害し、公益を損なう可能性がある。
- 私企業との共催学会、研究会及び学術講演会等への参加、講演及び寄稿、また参加者全員の懇親会や講演者を囲む少人数の会食等については、最新の情報収集のために必要であるため、報告事項とすることは望ましくない。概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から本日の議論を締め括って次のように述べられ、了承された。

この問題は教育研究に携わる立場の者とし

て、その職務の特殊性を十分に勘案し、教官の自主的活動を阻害しない工夫を考慮願う意味からも本日の議論を踏まえて、委員長と小山専門委員で意見書の原案を作成し、それを各委員に供閲のうえ、第7常置委員会委員長名で今月末頃迄に文部省へ提出することとしたい。

2. その他

(1) 「情報公開法に関する検討小委員会」の委員の委嘱について

委員長から次のように諮られ、了承された。

本委員会の下に「情報公開法に関する検討小委員会」が一昨年11月に設置され、同小委員会の委員であった西村前北海道大学事務局長が退官されたことに伴い、その後任として専門的な立場から若松北海道大学事務局長を委嘱したい。なお、新委員就任月日は平成12年1月10日

付けとしたい。

(2) 今後の審議事項について

委員長から次のとおり説明があった。

今後、第7常置委員会として審議願う事項としては幾つかの検討課題があるが、その一つとして著作権問題がある。これは既に大学中央事務部での文献複写に関し一応の決着を見たが、まだ積み残しの部分もあり、その後の動きも含めて検討していきたい。また、独法化との関連も踏まえて、従前から検討してきた助手問題、さらに大学院問題等についても次回開催の委員会でご検討願うこととしたい。

なお、情報公開法については文部省の動きを見据えている段階で、その動き次第で対応していきたいと考えている。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育特別委員会

日 時 平成12年4月27日(木) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

吉田(豊)、荒川、吉田(洋)、山崎、小澤、西塚、斉藤各委員
大山専門委員

(文部省) 布村医学教育課長、浅野医学教育課課長補佐

〔議 事〕

事務局より、3月8日開催の理事会において、医学教育特別委員会の継続設置が承認され、今回がはじめての委員会であるので、新委員長が選任されるまでの間、慣例により、前委員長である鈴木東京医科歯科大学長に座長をお願いすることにしたい旨諮り了承され、鈴木座長主宰のもとに開会した。

続いて座長より、4年制メディカル・スクール、医学部学士入学、卒後臨床研修の必修義務

化、医学教育のカリキュラム、ステップ1(米国の基礎医学試験)の導入の問題など山積しており、これらについて審議を継続するため本委員会の継続設置を理事会にお願いした旨説明があった。

1. 委員長の互選について

座長から、委員長の互選方法について諮り、協議により、前委員長である鈴木東京医科歯科大学長が委員長に選任された。

2. 専門委員の委嘱について

委員長から、次のとおり諮られた承された。

前委員会に引き続き、大山東京医科歯科大学教授を専門委員に委嘱したいのでご了承願いたい。

3. 現在の医学教育をめぐる諸問題について

布村医学教育課長から、次のような説明があった。

現在、医師は2年間、歯科医師は1年間、大学卒業後に臨床研修することが、法律上努力義務として規定されているが、配付資料にあるようにこの臨床研修を必修義務とする法律改正案が、医師については平成16年4月、歯科医師については平成18年4月から施行される予定で国会に提出されたが、今国会で成立するかどうか不明の状況である。この問題については、昨年来、医学部長、病院長にご苦勞願ひ、この問題が過去の大学紛争の原因となったインターン制度の二の舞とならぬよう、研修医の給与等の財政措置について十分な配慮をするよう厚生省に要望した。これを踏まえ文部省と厚生省との間で折衝し、今後これらの問題を詰めていきたい。

臨床研修義務化が図られる背景には、卒前の臨床実習教育、病院における医療事故の続発、安全管理教育、医師の倫理、コミュニケーション能力の不十分等の問題が社会から指摘されており、文部省でも、大学審議会答申や21世紀医学・医療懇談会報告を踏まえ、この3月「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）を発足させた。この会議では、①臨床実習前の医学・歯学教育におけるコア・カリキュラム等の在り方について、②臨床実習に臨む学生の能力・適性の適切

な評価システムの在り方について、③臨床実習の在り方について、④ファカルティ・ディベロップメントの在り方について検討していただくことになっており、コア・カリキュラムについては全体の50～60%の範囲内で、基礎と臨床が統合された医師の教育として最低限必要なことを盛り込んだコア・カリキュラムを全員に習得させる方向で考え、残りは各大学で特色あるカリキュラムを組んで教育できるようにすることを検討している。

この協力者会議は、3つの分科会で以上の問題を検討しているが、今年度末にはコア・カリキュラムの在り方についてまとめていただき、各大学医学部カリキュラム改革のためになるようにお示ししたいと考えている。その他、国立大学医学部の学士入学制度が平成14年度には、医・歯学部合わせて200名程度になる予定であり、学士入学の際の入試やカリキュラムの在り方などを将来的には、メディカル・スクールの制度も視野に入れながら検討している。また研究面では、21世紀が生命科学の時代といわれる中で、新しい診断・治療方法の開発に結び付くような研究ができる医学部・病院の体制の在り方について検討し、生命科学研究を臨床研究に結び付けるようなシステムを考えるよう検討している。なお、医療事故の続発を契機にリスク・マネジメントについて検討していただいているが、医学教育で十分な安全管理教育が行われておらず、医局の壁により、安全管理体制が縦割りで横の連絡が取れていないとのご意見もあった。

ついで、鈴木委員長から資料に基づいて、米国の医学教育制度、①高校から入る6乃至7年制医学部、②カレッジを終って入る4年制医学部について、日米を比較しての詳細な報告、ま

た特に入試科目、入試の選抜条件等の説明があった。

以上のうち、各委員により、コア・カリキュラム、生命科学研究推進、メディカル・スクール及び医学部入試に生物を課すこと等について、次のような意見交換が行われた。

○ 協力者会議のコア・カリキュラムについての素案を見たが、従来の教育の70%くらいが細かく規定されており、もう少し自由度を持たせた方が良いのではないかと思う。

米国の医科大学の教育を見ると1年生の頃から、基礎と臨床の融合した教育が盛んで、そこから入って基礎を学ぶので、学生が興味を持つような教育体制になっている。日本は、教育が学生の興味と関係なく、自分の専門を全部教えようとしており、学生が興味を持たなくなってしまう。学生が基礎に興味を持つようにコア・カリキュラムを良く考えるべきである。

○ 学生のモチベーションは相当あり、1年生に高名な業績のある研究者の講義を聞かせているが、多くが学生に刺激を与えている。協力者会議等でコア・カリキュラムを作るのは平均値を求めているような気がする。

○ 各大学で実施している教育プログラムを協力者会議等で集め検討することも必要である。

○ 協力者会議等で作った医学教育に最低限必要なコア・カリキュラムを参考に医師国家試験を行えば、大学の医学教育は非常に自由になる。

○ 生命科学研究の推進について考えているが、協力者会議の名簿を見ても、本委員会の構成をみても、臨床の先生がほとんどである。日本の場合、臨床の先生があまりにも基礎医学の

ことをいう面がある。もう少し基礎の先生の意見を聞く必要があると思う。また各委員会などの委員に医学部長や病院長が個別に引き抜かれ起用されているが、学長の集まりである本委員会の意見はどこに提出したらよいか、現在の方法では、日本の生命科学は衰退していくと思う。

○ 米国のメディカル・スクールは、医師を育てるには良いが、日本に導入するとしたら、医学研究者を育てる方法を別に考えないといけない。そのためには医学系大学院をどのようにするかを真剣に考える必要がある。日本の医学部教育は、目的意識が曖昧で、各大学とも、生命科学の研究者養成と臨床医師の育成という二つの機能を同時に行っているが、大学によって目的をはっきり区別した方がよいのではないか。そしてその上で本人の希望により、先に進めるような道を開いておかなければならない。

○ 6年制教育で頑張ってみて医学教育が足りないというので、8年制を考えるなら判るが、まだ6年制で努力する余地があるように思う。

○ 日本の医学部教育は、1年次に教養教育、2～5年次に専門教育、6年次は医師国家試験の受験勉強となっており、実質的医学教育の時間が少ない。それに比べ米国の医学教育は6年制や8年制があり、フレキシブルなシステムになっており、カレッジ4年でリベラル・アーツを学び、卒業して、メディカル・スクールに入り、メディカル・スクールでかなり高度の教育が行われる。そして米国ではその大学医学部で教育を受けるために必要な科目を指定し、それを学習していなければ入学できない仕組みになっている。

- 医学部入試に生物を課すことは、医学部長会議で決断すれば現制度のもとで出来ることである。学長の集まりである本委員会委員長から、医学部長会議に再度強く提言すべきである。
- 医学部長会議は、高校に医学部進学希望者は高校で生物を学習するようにして欲しいと要望しているが、医学部入試に生物を課すことは決定していない。それはその前提としての高校や入試センターとの話し合いが行われてないので、いますぐ大学が入試に生物を課すことを宣言しても混乱をきたすのではないかということもあると思う。高校等と話し合う必要がある。
- 大学入試センター試験で、物理、化学、生物の3科目受験が可能になるように時間帯を工夫すべきであるとの意見もあるが、医学部で必要な科目であるなら各大学医学部でそれを入試科目にすべきである。私立大学も医学部教育には生物を学習していることが必要と考えており、高校側も大学で入試に生物を課すことを決めればそれに対応し、生物の教育を考えるとと思う。
- 大学入試センターで、理科3科目を受験できるようにすることは可能であるが、その措置を実施すると、他の科目についても時間帯の重複を避けて受験できるようにしてもらいたいとの要望が出てくるのを心配している。
- 医学部の入試で生物を課すことは、生物を課さない大学に受験生が流れ、足並みが崩れるのを防ぐために多くの大学で同時に実施しないといけない。
- 高校等と話し合っていては遅れてしまう。大学医学部で決断すべきである。
- 高校のカリキュラムは、理科3科目を学習

できない仕組みになっているようである。

高校のカリキュラムは選択科目が多く、コア・カリキュラムがないことが問題である。

ゆとりある教育で基礎教育ができるはずがない。中教審も受験科目数の負担減少の方向を転換した。

また、生命科学は20世紀後半に発展した学問であり、高校の教科書や教員の能力向上を含めて再検討する必要がある。

- メディカル・スクールには賛成であるが、日本には理学部や人文学部にパワーがなく、米国のカレッジで行われているようなリベラル・アーツの教育が行われていない。

そのような教育ができるシステムの構築がメディカル・スクールを成功させるには必要であり、そのカリキュラムを考えなければならない。学部教育の中で、米国のようにバイオやケミストリーをきちんと学んで、メディカル・スクールに進むという意識が育つかどうか問題である。リベラル・アーツをどうするかは日本の大学の一番大きい課題である。教養教育が大事と言いながら教養部を不要というのは矛盾である。

- 昔、他学部で2年間学習した学生が試験を受けて医学部に進学する制度のみの時代があったが、教官のプライドの問題や良い学生が全部医学部に流れるということで、廃止になった。同じことがメディカル・スクールで起きないかどうかという問題がある。

また現在、他学部を卒業して医学部に編入学した者の全部が年齢が高く医師になることから推測できると思うが、メディカル・スクール制度は生命科学研究者養成の面ではマイナスになる。科学への動機づけは年齢の若い程良いと思う。

○ 医学部では、一般教育2年、専門教育4年、大学院4年、卒後臨床研修2年の制度を組み合わせ、色々なコースを作って進めるようにすべきであると思う。大学により、6年制の医学部やメディカル・スクールが並存していて良いと思う。メディカル・スクールを修了してから、基礎医学研究に進むのでは、年齢的にも遅すぎる。

○ 日本の医学部では、生命科学研究に進む者は極めて少なく、病理学等の教官の適任者が得られなくなっている。若者を生命科学に向かわせるにはどうしたら良いのか。日本の大学には、学生の独創性を見抜いて研究者に育てる教育システムやカリキュラムがない。それを作る必要がある。
以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日 時 平成12年3月2日(木) 13:30~16:15

場 所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

吉原(代理:森田福島大学教育学部教授), 貴志, 中嶋, 矢谷(代理:上野三重大学副学長), 仲井, 溝上, 野村各委員
横須賀, 浦野, 山崎, 篠田, 八尾坂各専門委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、代理出席の森田福島大学教育学部教授及び上野三重大学副学長の紹介があり、議事に入った。

〔議 事〕

1. 国立大学における教員養成と教育学部の在り方に関する調査について

委員長から、この調査に関しては昨年3月に「今後の教員養成と教育学部の在り方について」の第1次報告を刊行し、それを基に、さらにその後における補充の追加調査等を加えた最終報告に向けての作業について専門委員会を中心に検討してきた。ついては、この検討結果を踏まえて、各項目を担当された専門委員から、本日配付の資料「今後の教員養成と教育学部の在り方について」(調査結果と考察)を基に説明願いたい旨、述べられたのち、次いで各担当の専門委員から、次の項目について説明があった。

1. 大学における教員養成の課題

(1) 独立行政法人化問題をかかえて…(浦野専門委員)

(2) 変化の時代における役割は何か…(羽田専門委員:代理横須賀専門委員)

2. 教員養成カリキュラムの課題

(1) 実践的指導力養成実現の課題は何か…(横須賀専門委員)

(2) 養成カリキュラムをどうつくるか…(山崎専門委員)

3. 教員養成における大学院の課題

(1) 教員資格における大学院の課題は何か…(篠田専門委員)

(2) 養成・研修における大学院の役割は何か…(八尾坂専門委員)

以上の説明があったのち、意見交換が行われ、引き続いて委員長から、次のように述べられ、了承された。

本日の議論を踏まえつつ最終報告へ向けての

作業を委員長と専門委員に一任願うこととし、なるべく早い時期に刊行することとしたい。

2. 教員養成特別委員会の設置継続について

委員長から、次のような説明があり、了承された。

本特別委員会は、本年3月末をもって設置期間が終了となるが、現在の教員養成を取り巻く諸状況を勘案すると、国大協において教員養成に関する諸問題について適切に対応できる組織として「教員養成特別委員会」を存続させることが必要である。そのため、本日配付資料「教員養成特別委員会の設置継続について」に示した理由等により継続をお願いしたいと考えているのでご審議願いたい。

審議の結果、本特別委員会の設置継続については来る3月8日開催の理事会に、当日、委員長欠席のため本委員会委員である中嶋東京外国語大学長から、提案説明をお願いすることとした。

3. その他

委員長から、次のように述べられた。

この度、昨年12月17日に文部大臣から教育課程審議会に諮問のあった「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」の審議のために、書面による意見聴取の依頼が国大協宛にあった。これを受けて本特別委員会で意見の取りまとめを行うことになったが、これは既に通知したように、本日の席で各委員の意見を伺うことになっているので、ご披露願いたい。

引き続き、意見交換が行われ、その結果、その意見書の提出期日は3月13日までと多少時間的な猶予もあるので、さらに追加意見等があれば横須賀専門委員まで、来週早々にファックス等でご連絡願うこととし、それら意見等も踏まえ、委員長と専門委員で意見書の文案を作成のうえ、会長名で提出することとなった。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学評価に関する特別委員会

日時 平成12年1月24日(月) 13:30~15:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

金子、中嶋、松尾、丸山、有本、内田、田中、天野各委員

伊藤専門委員

(文部省) 木谷企画課長、中岡企画官

(学位授与機構) 井上管理部長

阿部委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 報告事項

委員長から、次のような報告があった。

①昨年11月22日付けで通知したように、昨年

11月総会において、新たに設置される「大学評価機関」(仮称)に対し国大協として対応していくため、本委員会を発展的に解消し、本年4月から第8常置委員会を新規に発足させることが認められた。同委員会の委員長には、会長指名により松尾名古屋大学長が就任される予定であ

る。

②昨年9月22日付けで通知したように、退任された立川ワーキング・グループ座長の後任に田中鹿児島大学長をお願いした。

2. 大学評価機関について

(1) 「大学評価・学位授与機構」に関する平成12年度予算案について

木谷企画課長から、配付資料にもとづき次のように説明があった。

平成12年度予算案については、昨年末に政府予算案として決定した。お手許に「大学評価・学位授与機構の平成12年度予算案の概要」を資料として配付したが、このうち、定員関係については、現行(教官11人、事務官25人、計36人)に対し、教官について14人の純増、事務官について44人増(国立大学からの振替)を要求している。主な内容は次のとおりである。

- 副機構長の新設 2人(教官、事務官)
- 評価研究部の新設(評価システム開発部門<教授3人、助教授3人>、教育・研究評価開発部門<教授6人>、評価情報研究開発部門<教授1人、助教授1人>)
- 評価事業部の新設(3課体制)
- 管理部の整備(会計課、情報課の新設)

(2) 大学評価機関創設に係る国立学校設置法改正案について

木谷企画課長から、配付資料にもとづき次のように説明があった。

現在文部省では、大学評価機関創設に係る国立学校設置法の一部改正に向けて内閣法制局と詰め協議を行っているところであり、2月中旬までには政府案として決定したいと考えている。今後、多少変更の可能性もあるが、改正法案のイメージとしては、「国立学校設置法第九条

の四」について、○学位の授与に関する業務に大学等の評価に関する業務を加えるとともに、名称を「大学評価・学位授与機構」に改める、○その、追加する評価に関する具体的業務としては、「一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を公表すること」、「二 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究を行うこと」、「三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと」である。

なお、ここで「大学等」とあるのは、大学及び大学共同利用機関をいう。また、大学には短期大学も含まれるが、当面、評価業務を行うのは4年制大学だけとなる。

(3) 大学評価機関(仮称)創設準備委員会「中間報告」以後の検討状況について

木谷企画課長から、配付資料にもとづき、大学評価機関(仮称)創設準備委員会が、先の「中間報告」に引続き進めている、大学評価機関の在り方についての「最終報告」取りまとめの検討状況について、主として、「中間報告」との変更点を中心に次のような説明があった。

- ・ 評価の対象について、国立大学と密接な関係にある大学共同利用機関を含めることが適当であるということから、これを新たに書き加えた。なお、表記上は「大学等」とした。
- ・ 「大学評価・学位授与機構(仮称)」としていた新機関の名称を「大学評価・学位授与機構」にした。
- ・ 評価について「国際的な視点を踏まえる必要」という文言を所要の数箇所へ書き入れた。
- ・ 「評価委員会(仮称)」としていたのを「大学評価委員会」に、「小委員会」としていたのを「専門委員会」にそれぞれ表記を改め、評

価に関する基本的方針等について審議するのを大学評価委員会、各専門分野（テーマ）ごとに専門家で構成するのを専門委員会という形で整理した。

- ・ 「異議申し立て」という文言は、行政不服審査法等でいう文言と誤解されるおそれがあるので、これを「意見の申し立て」に変えた。
- ・ 全学テーマ別評価の「テーマ例」について、ブレイク・ダウンして書き加えた。
- ・ 「分野別教育評価」の評価の項目、視点について、ブレイク・ダウンして書き加えるとともに「当該学部・研究科の設定する教育目的・目標に即して実施する。その際、……国際的な視点を考慮する」旨を明記した。
- ・ 「分野別研究評価」についても「分野別教育評価」と同様に、評価の視点を明確に記した。また、大学共同利用機関が含まれた関係から、「大学共同利用機関及び大学附置研究所については、プロジェクト研究などの先端的研究、共同利用……等、各機関の役割、特性を十分踏まえた適切な評価が必要である」旨を書き加えたほか、総合研究大学院大学との関係に言及した。
- ・ 「中間報告」にはなかった新たな項目として「評価結果の記述」を起こした。「中間報告」には、「記述により評価結果を明らかにする」ということは書かれているが、基本的な考え方を整理しておく必要があるとして、各評価項目ごとの評価の記述と各評価項目を通じた総合的な評価の記述の基本的な考え方を盛り込んだ。
- ・ 「情報収集・分析・提供事業」について、「評価に関する情報の収集・提供にあたっては、他の情報収集・提供機関との連携・協力を図る必要性」を書き加えた。

- ・ 「組織・運営」の事項について、「評価機関が開かれた組織であることが重要であり、機関自身の自己点検・評価、外部者による検証が必要」である旨を書き加えた。
- ・ 「評価研究部」について、評価システム開発部門、教育・研究評価開発部門、評価情報研究開発部各部門の任務を記した。
- ・ 大学評価委員会の委員、専門委員会の委員及び評価委員の任命方法について記し、「大学評価委員会、専門委員会の委員の選考にあたっては、地域性、国際性、性差について十分考慮する、委員の氏名は公表する、専門委員会の委員及び評価員は大学団体、学界、経済界等から広く推薦を求める」旨を明記した。
- ・ 評価のプロセス（図式）を示した。
- ・ 大学評価委員会等の構成（案）を示した。
- ・ 機関発足当初の評価事業実施計画（案）を示した。平成12年～14年度は分野別教育評価及び分野別研究評価については、対象分野や対象大学数を絞って段階的に実施することとしている。

以上の説明について、次のような質疑応答及び意見交換があった。

- 平成12年度専任教官の選考についてはどこが行うのか。
- 現在、大学評価機関（仮称）創設準備委員会で準備を進めているところである。将来的には公募を基本にしたいと考えているが、当初は推薦を基に人選することとしている。
- 評価の記述について、「評価を受ける単位の各評価項目ごとの相対的な水準が示されるような方法をもって行う」とあるが、その具体的なイメージはどんなことか。
- 各評価項目ごとに、その大学、学部等が設定した目的、目標に照らして、どの程度達成

されているかが外からみて分かりやすい形で示される必要がある。個別に評価の記述表現が異ならないように、たとえば、標語形式で何段階かに分け、それを当てはめていくという形が考えられる。

- 評価項目をどうするか、評価について相対的な水準をどのような形であらわすかは大きな問題である。具体的な記述の方法や基準のあり方については今後さらに検討すると書かれているが、そこに大学側の意見を反映されるかということが問題になってこよう。
- 評価の記述の方法等については専門委員会でまとめることになる。専門委員会の委員等は国大協も含めて大学関係団体から推薦いただいた方々をお願いするので、各大学の意向を専門の見地から反映されるものと思っている。
- 大学から評価結果に対し意見の申立てがあった場合、それを評価報告書と併せて公表することになっているが、さらに異議があった場合の取扱いについても考える必要があるのではないか。
- 創設準備委員会専門委員会で議論したが、評価結果と意見の申立てが併せて公表されるので、意見の申立ては1回限りとすべきという意見になった。
- 各大学とも個性化、多様化を模索し、それぞれが目標としているところも置かれている環境も異なっているものを相対的に評価しようというわけだが、この場合、大学ランキングに繋がらないような方策が考えられないといけないし、また、当事者能力がない問題によって不利な評価がなされないよう十分配慮がなされなければならない。
- 評価を行うに際しては、その大学の研究者

数とか施設設備の状況についても十分考慮する必要があると考えている。先般の創設準備委員会では、利用可能なリソースをいかに効率的に使っていくかという観点から評価を進めていく必要があるというご意見もいただいている。

- 研究評価に比べて教育評価は、各学部、研究科の教育目的・目標がどこまで実現できたかを相対評価することは難しく、絶対評価でみないとできないのではないかと。科研費の研究会での議論では、自己点検・評価をやりながら各大学がそれぞれの教育研究水準を高めていくことが重要であるということで、自分たちが自主的、自律的に関わっていくべし、というトーンが強かったように思う。それが、相対評価とか他機関との比較といった文脈が強くなってくると、資源配分とも関わって、大学が自主的、自律的にやるという側面が失われることにならないか危惧する。だから、そのへんは積み重ねの中でソフトランディングでやっていく必要があろう。
- 各大学が設定した目的・目標が達成されているかどうかを表わす方法として相対評価がどこまで可能か、それは絶対評価ということしかないのではないかと。相対評価というのは、客観的な何か別の基準があって、それに合わせてどうかということになるので、「相対の評価」という言葉は必ずしもなじまないように思う。
- それぞれの大学、学部、研究科が挙げている目的・目標との関係で評価をしていくということになると、それは絶対評価ということになるであろう。しかし、絶対評価ということになると、国民からみれば、第三者評価としてその評価がどうかということになるの

で、その点は国民にも分かりやすくする必要があり、そこをどうバランスをとっていかかが今後の課題と思う。その意味で、評価機関は進化するシステムという形になってくるのではないか。いずれにしても、大学と機構との間でよい緊張関係があることが必要であり、そういう中で、大学側が国大協その他いろいろなルートを通じてあるべき大学評価のあり方について言っていくことが必要であろう。

- 大学評価機関をつくるのはわが国で初めてのことなので、これを育成していくという観点が大事であると思う。一方、評価が外からみて分かりやすいということが求められており、そこは試行錯誤を重ねながらやっていくしかないと思っている。
- 「機関発足当初の評価事業実施計画」(案)

では、全学テーマ別評価を平成12年度当初から数テーマを設定することになっているが、初年度から数テーマというのは各大学にとって負担が大きいのではないか。また、毎年度のテーマを決定する以前に国大協から意見を聞く機会をつくってはほしい。

- 案に挙げられている評価のテーマ例は、評価というよりも調査に近い。さらに検討が必要と思う。

3. 第8常置委員会への引継ぎについて

本年4月に発足する第8常置委員会への引継ぎについて協議を行い、ワーキング・グループで所要の「申し送り事項」を整理作成することとし、これを田中座長に依頼した。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第12回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日時 平成12年1月14日(金) 14:00~16:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

兵藤、岡本、板橋、渡邊、伊藤各委員

中野専門委員

(髙ぎょうせい) 鈴木出版課担当課長、飯田出版部出版第一課主幹、黒沢編集部制作課主幹

佐藤委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 特別寄稿について

委員長より、次のような提案があり、協議の結果、特に異議なく了承された。

今朝、特別寄稿として「国立大学と独立行政法人化の問題」を追加依頼することについて、蓮賀会長に相談したところ、適任者である阿部

東北大学長に依頼することの同意を得たので、本日、お諮りする。

なお、特別寄稿は坪井先生からの提出だけで、昨年暮れに督促状を送付したが、未だ提出を見ていない。特別寄稿の原稿に関しては、改めて一括して審議したい。

2. 記念祝賀会について

伊藤委員より、配付資料に基づき「国立大学

協会50周年記念祝賀会招待基準(改正案)」の説明があった後、概ね次のような提案があった。

- (1) 特殊法人等は、9団体を掲げたが、協会業務との関わりの中で濃淡があり、関わりが深い団体に絞り招待状を出すか、改正案の通りとするか、ご判断願いたい。
- (2) 大学共同利用機関等は、17機関全てを掲げているが、国大協の事業と深い関わりのある機関は大学入試センターのみである。これについても最終的なご判断を賜りたい。
- (3) 文部省以外の省庁は、30周年記念祝賀会の例に倣ったが、公務員倫理法の施行等を考えると、招待者幅の収縮の方向もあり得ると考え、再度、検討をお願いしたい。

これについて協議の結果、①特殊法人は9団体に限定せず全団体に招待状(招待者は会長と理事長)を出す、②大学共同利用機関は各機関の長と事務方の長に招待状を出す、③文部省以外の省庁は文部省の意向も勘案し決める、④文部省については板橋・渡辺委員と相談する、その他⑤学術会議会長・事務局長及び学士院長に招待状を出す、こととしてはどうかという意見が出されたが、改めて全般的に再考することとした。

3. 国立大学協会50年のあゆみについて

はじめに事務局より、配付資料「年表(平成11年後半部分)」「一般事項の追加・修正箇所(案)」に基づき、年表の追加項目の説明があった後、委員長より次のように述べられた。

本日の主要議題は「50年のあゆみ」であるが、先般齋ぎょうせいより、「50年のあゆみ」の第4・5章の草案と共に「年表案」の送付もあったので、只今の提案と併せて、お気づきの点があればご意見を伺いたい。

年表に関して各委員より意見が出され、協議の結果、次のような結論となった。

- (1) かつて総会は現在のように協議事項と報告事項を区別せず運営していたが、総会の記述で協会の動きが読み取れるとよいと思うので、遡って整理することは困難かとは思いますが、重要と思われる審議事項は採択の可否に係わらず記載する。その仕事は誰か一人が、例えば記載事項のレベルを統一する等、同じ視点で見る必要があるので、中野専門委員にお願いする。点検いただき、判断しがたい事柄が生じた場合は改めて準備委員会にお諮りいただく。
- (2) 要望書の記述だが、総会で採択という記述と、いつ要望したという記述、又は重複した形のものがある。この点は項数を減らす方向で整理する。
- (3) 一般事項の「国立大学における授業料その他の費用に関する省令」という記載は、特別に重要な制度改正のある年度はその内容を記載し、他のものは削除する。
- (4) 「年表(平成11年後半部分)」「一般事項の追加・修正箇所」は、年表として整理し、年表全体について改めて集中的に検討する。
次に委員長より本日の主議題である「50年のあゆみ」の検討に移りたい旨述べられた後、齋ぎょうせいより「あゆみ」原稿の作業工程の変更申出(2月末に原稿完成⇒3月上旬準備委員会開催)があり、了承された。
引き続き、委員・専門委員より「国大協のあゆみ」の第4・5章の原稿に関して、種々意見が述べられた。その主な意見は次の通りである。
○ 章・節のタイトルは、各時期の特徴を表わすよう工夫する。
○ 概況でも節でも、文部省、各種審議会、国

大協のキーワード的なものは拾われているが、その中身や背景が分からない個所がある。全部を説明すると膨大な量になり、またその必要もないが、少なくとも概況で取り上げた大きなトレンドに係わる項目についてはもう少し説明いただきたい。

- 個々に分からない個所はあるが、この点は原稿を推敲する段階で修正するとして、私の一番の不満は事実の羅列的な記述ということである。個人が書くと、一種の評価というか、感情が入るわけで、そこまで要求するのは無理としても、興味を持って読めるよう工夫いただきたい。例えば、個々の要望や提案がどういう主旨で要望したのか、その内容や背景を記述して欲しい。各種の報告書はその背景や目的等が記述されているので執筆の参考になろう。
- 例えば、特定の事柄に対して世間がどう評価し反応したか、新聞報道の記事があれば、それを囲み記事として本文に織り込む。そうすれば少しは動きも分かるようになるのではないか。
- 第4章第2節「大学入試改革」の個所について、第2項以降のことは「新テスト」の話なので、共通一次試験とは別建てにする。
- 国立大学の独立行政法人化の記述は、それに至る動き、即ち大学設置基準大綱化があり、それを受けて教養部の廃止、教養教育の組織改編があり、その後、大きな問題として教員養成、任期制等の問題があるわけで、まず独法化に至る一連の動きを記述した方がよい。

○ 私の認識では大学審議会以来の制度の弾力化の流れがあって、大学は種々改革に苦勞している、というのが現在の大学の歴史であって、その一番最後の数行のところに行財政改革の観点から独立行政法人化の話が持ち込まれた。平成15年を過ぎれば、原稿の通りの大きなスペースを占めるようになるかも知れないが、現段階ではむしろ簡単に触れておいた方が無難かも知れない。

○ この問題は「特別寄稿」をお願いしたし、また少なくとも第5章の冒頭にくる項目ではない。

○ 第4・5章では、情報公開法、就職協定、自己評価・第三者評価、学生臨時増募、国立大学施設設備の老朽化・狭隘化の対策、国大協白書の取りまとめ等の記述が書けているので盛り込む。

その他、字句修正や事実誤認等の指摘があり、本日の意見や朱筆原稿を参考に、更に原稿を修正することになった。

最後に委員長より次のように述べられ、了承された。

先程「齟ぎょうせい」より提案の通り、2月末を目処に全5章の原稿を取りまとめていただき、委員・専門委員宛に事前を送付し、お目通し願うこととしたい。なお、準備委員会は、原稿出来上がりの目安がついた段階で、改めて国大協事務局が委員・専門委員に予定を伺い調整することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

(第13回) 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

日時 平成12年3月30日(木) 10:00~12:00

場所 学士会分館(本郷)3号室

出席者 佐藤委員長

兵藤、岡本、板橋、渡邊、伊藤各委員

中野専門委員

(髙ぎょうせい) 鈴木出版課担当課長、飯田出版部出版第一課主幹、黒沢編集部制作課主幹

佐藤委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 国立大学協会50年のあゆみについて

委員長より、次のように述べられた。

髙ぎょうせいより、あゆみの原稿が届けられ、お目通しいただいたと思うので、本日はこれを中心にご審議をお願いしたいが、その前にぎょうせいより原稿及び当面の作業工程を説明願いたい。

引き続き、ぎょうせいより、概ね次のような説明があった。

原稿の取りまとめが遅れご迷惑をかけたことをお詫び申し上げる。今回送付した第1章~第3章の原稿は「三十年のあゆみ」に加筆・修正を加えて取りまとめた。章・節・項のタイトルは原稿がある程度出来上がった段階で記述内容を反映するよう整理したい。また、各章毎に項目別に記述しているが、委員会活動は連続性を持っていて、活動が二つの期にわたる場合、最終的にどう調整するか今後の課題と思っている。

次に、当面のスケジュールだが、4月末を目途に原稿を揃え、編集作業を加えて、5月末には脱稿することを前提に作業を進めている。

続いて事務局より、特別寄稿の進捗状況の説明があった後、各委員・専門委員等から、「あゆ

み」の原稿に関して、次のような意見が述べられた。

- (1) 節の中の項目数だが、多いところは7つもあるので、3、4項目に括る方向で見直すとともに、項の順番も読みやすくなるよう工夫する。逆に項が一つの節もあるので、その辺の表記の仕方も工夫する必要がある。
- (2) 項の中の小見出しだが、記述の量を勘案し、数を少し減らす方向で検討する。
- (3) 記述の仕方だが、一つのセンテンスが長すぎて、主語と述語の関係が錯綜し、読みにくい個所があるので見直す。
- (4) 重要な事柄に関しては背景事情の説明、また、報告書は題名の記載だけでなく、内容について少し記述する必要がある。
- (5) 全体を通して、誰かが監修的な仕事をして、一定の基準から「あゆみ」を見て、アドバイスや改善の指摘をしていただけると有り難い。

「概況」は文部省の動向や審議会への対応が中心に記述され、国大協のあゆみではあるが、もう少し国立大学全体の動きが見えるように記述したらどうか。文部省や審議会以外にも国立大学に影響を及ぼしたものがあるので、記載漏れを防ぐために、一方で、例えば国立学校設置法を含む関係法令の変遷等、基軸的なデータを手元に置きながら編集作業を

行うことも必要と思う。

- (6) 「概況」は意図的に法制面の変遷を記述するスタンスをとったので、大学の変化の記述が少ない。制度改正に伴い、どう国立大学が変化し、それに国大協の活動がどう関わったかを関連づけて記述するというのであれば、ある程度は可能と思う。
- (7) 財政部分を除き、数量的データ分析がない。それ以外の部分も、データがあれば掲載して欲しい。
- (8) 記念誌という性格からか、歴代の幹部が文部省の施策に対してどのような影響力を行使したか、意外と記録に残らない。全ての事柄については無理なので、例えば大学紛争や大学の量的拡大等、重要事項に絞り、当時の会長に事情を聞き掲載したら、興味深いものになるのではないか。
- (9) 前回も指摘したが、重複箇所や記述の羅列性が目についた。また、「概況」と「国大協の活動」の関係だが、もう一つびったりしないという印象を持った。
- (10) 第1期～3期までは「三十年史」があるので、スリム化し、第4・5期をしっかりと書き込むという方向を取って欲しい。
- (11) 「あゆみ」に掲載する写真は、既に二三点用意しているが、種々の工夫が可能であるので、原稿が出来上がった段階で具体的に考える。
- (12) 国立大学の独立行政法人化問題があるので、大きな事柄に限り6月総会までに動きのあったものは「あゆみ」に記載する。これと関連して「年表」の記述も整合性を図ること

とする。なお、独法化問題はどうか展開するか、予測困難の可能性が高いため、その記述は経過報告的なものとなろう。

続いて、委員長より次のような提案があり、了承された。

「あゆみ」の記述の統一や重点の置き方等の全体バランスを図る観点から、大学史を専門する中野専門委員を中心に齷ぎょうせいと事務局の三者で早急に検討いただき、原稿の詰めの作業を行い、期日に間に合うようご努力願いたい。「あゆみ」の国大協活動に関する事実認識のチェックは事務局にお願いする。

なお、中野専門委員に種々の作業をお願いしているが、一人で全ての事柄に対応できないので、現在、中野専門委員の下で見直し作業を進めてもらっている年表に関しては、中野専門委員の周囲に適切な人がいれば協力を得ることとし、その経費は事務局に配慮方をお願いしたい。

以上の他、具体的に、教育系大学の連合大学院（博士課程）設置の記述の加筆、副学長制発足の記述の加筆、18歳人口増に伴う臨時定員の問題の記述の加筆、特別会計の歳出伸び率の記述方法、国立大学教職員の定員削減の対象除外の記述、省庁改革関連法案に盛り込まれた削減率の記述に関して修正等の意見が述べられた。

続いて委員長より、先程の(8)の意見に関連して、意外と記録に残らない部分を補う意味で、近20年について元・前会長による座談会開催の提案があり、協議の結果、実施する方向で可能性を探ることとなった。

以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成12年1月～4月

- 1月6日(木) 13:00 第7常置委員会
13日(木) 10:00 男女共同参画に関するワーキング・グループ
14日(金) 14:00 国立大学協会50周年記念行事準備委員会
24日(月) 13:30 大学評価に関する特別委員会
28日(金) 13:30 男女共同参画に関するワーキング・グループ
- 2月14日(月) 10:30 第5常置委員会・JANUSSEP 小委員会合同委員会
17日(木) 10:00 男女共同参画に関するワーキング・グループ
- 3月2日(木) 13:30 教員養成特別委員会
3月8日(水) 13:30 理事会
3月29日(水) 10:30 第1常置委員会
3月30日(木) 10:00 国立大学協会50周年記念行事準備委員会
15:00 男女共同参画に関するワーキング・グループ
- 4月7日(金) 13:00 国立大学協会50周年記念行事準備委員会打合わせ会
11日(火) 15:00 第2常置委員会
13日(木) 10:30 第1常置委員会独立行政法人化問題に関する検討小委員会
14日(金) 13:30 第3常置委員会作業委員会
18日(火) 15:00 第6常置委員会
20日(木) 10:30 第1常置委員会独立行政法人化問題に関する検討小委員会
27日(木) 10:00 国立大学協会50周年記念行事準備委員会打合わせ会
13:30 医学教育特別委員会

予算・決算

平成11年度国立大学協会歳入歳出決算

平成12年5月19日 理事会

平成12年6月第106回総会

| 科 目 | 予算額 | 流用額 | 予算現額 | 決算額 | 差引額 | 摘 要 |
|---------------------|-------------|-----------|-------------|-------------|------------|--------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| [歳入の部] | 247,740,832 | 0 | 247,740,832 | 247,477,079 | 263,753 | |
| (1) 会 費 | 197,384,000 | 0 | 197,384,000 | 197,384,000 | 0 | 99大学会費 |
| (2) 預金利子 | 300,000 | 0 | 300,000 | 83,647 | 216,353 | 定期・普通預金利子 |
| (3) 雑収入 | 50,000 | 0 | 50,000 | 2,600 | 47,400 | 報告書頒布収入等 |
| (4) 前年度繰越 | 50,006,832 | 0 | 50,006,832 | 50,006,832 | 0 | |
| [歳出の部] | 247,740,832 | 0 | 247,740,832 | 193,637,024 | 54,103,808 | |
| 1. 事業費 | 97,200,000 | 0 | 97,200,000 | 85,605,557 | 11,594,443 | |
| (1) 総会費 | 6,700,000 | 483,996 | 7,183,996 | 7,183,996 | 0 | 総会・事務連絡協議会 会場費等 |
| (2) 役員会費 | 1,500,000 | △ 483,996 | 1,016,004 | 610,724 | 405,280 | 理事会・常務理事会会 場費等 |
| (3) 委員会費 | 2,000,000 | 0 | 2,000,000 | 1,695,300 | 304,700 | 各委員会会場費等 |
| (4) 会報発行費 | 5,000,000 | 0 | 5,000,000 | 4,214,678 | 785,322 | 会報の印刷費・送料等 |
| (5) 調査研究費 | 5,500,000 | 0 | 5,500,000 | 4,857,286 | 642,714 | 参考図書・資料印刷費等 |
| (6) 会議旅費 | 55,000,000 | 0 | 55,000,000 | 52,513,670 | 2,486,330 | 総会・理事会・各委員 会等出席旅費 |
| (7) 図書・資料頒布費 | 6,000,000 | 0 | 6,000,000 | 3,432,450 | 2,567,550 | 各委員会報告書・広報 資料等印刷費 |
| (8) 通信費 | 4,000,000 | 0 | 4,000,000 | 3,913,407 | 86,593 | 郵便切手・はがき・電 話料等 |
| (9) 国際交流費 | 6,500,000 | 0 | 6,500,000 | 4,894,800 | 1,605,200 | 外国旅費・UMAP負担 金等 |
| (10) 50周年記念事業 経費 | 5,000,000 | 0 | 5,000,000 | 2,289,246 | 2,710,754 | 50周年記念メダル・記 念誌編纂協力謝金等 |
| 2. 事務費 | 98,800,000 | 0 | 98,800,000 | 98,031,467 | 768,533 | |
| (1) 諸給与 | 78,000,000 | 0 | 78,000,000 | 77,657,737 | 342,263 | 職員の給料, 諸手当等 |
| (2) 備品費 | 500,000 | 1,139,040 | 1,639,040 | 1,639,040 | 0 | 事務用機器類等 |
| (3) 借用料 | 2,500,000 | △ 606,718 | 1,893,282 | 1,893,282 | 0 | 事務局建物借料 |
| (4) 消耗品費 | 800,000 | 137,715 | 937,715 | 937,715 | 0 | 封筒・用紙・文具類等 |
| (5) 旅費・交通費 | 3,000,000 | △ 428,080 | 2,571,920 | 2,571,920 | 0 | 職員通勤費, 事務連絡 旅費等 |
| (6) 庁用諸費 | 3,000,000 | △ 241,957 | 2,758,043 | 2,653,607 | 104,436 | 光熱水料・建物補修・ 雑役務費等 |
| (7) 被保険者事業主 負担金 | 6,000,000 | 0 | 6,000,000 | 5,678,166 | 321,834 | 社会保険事業主負担金 |
| (8) 退職給与引当金 繰入 | 5,000,000 | 0 | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 | |
| 3. 積立金 | 10,000,000 | 0 | 10,000,000 | 10,000,000 | 0 | |
| 4. 予備費 | 41,740,832 | 0 | 41,740,832 | 0 | 41,740,832 | |
| 翌年度繰越額 | | | | | 53,840,055 | |

平成12年度国立大学協会歳入歳出予算（案）

平成12年3月8日 理事会
平成12年6月第106回総会

| 科 目 | 予 算 額 | 前年度予算額 | 差引増減額 | 摘 要 |
|----------------------|---------------|---------------|-------------|-------------------|
| [歳 入 の 部] | 千円 250,365 | 千円 247,740 | 千円 2,625 | |
| (1) 会 費 | 196,375 | 197,384 | △ 1,009 | 99大学会費 |
| (2) 預 金 利 子 | 100 | 300 | △ 200 | 定期・普通預金利子 |
| (3) 雑 収 入 | 50 | 50 | 0 | 報告書頒布収入等 |
| (4) 前 年 度 繰 越 | 53,840 | 50,006 | 3,834 | |
| [歳 出 の 部] | 250,365 | 247,740 | 2,625 | |
| 1. 事 業 費 | 102,000 | 97,200 | 4,800 | |
| (1) 総 会 費 | 8,000 | 6,700 | 1,300 | 総会・事務連絡会議会場費等 |
| (2) 役 員 会 費 | 2,000 | 1,500 | 500 | 理事会・常務理事会会場費等 |
| (3) 委 員 会 費 | 3,000 | 2,000 | 1,000 | 各委員会等の会場費その他諸経費 |
| (4) 会 報 発 行 費 | 5,000 | 5,000 | 0 | 年4回発行印刷製本・謝金・送料等 |
| (5) 調 査 研 究 費 | 5,500 | 5,500 | 0 | 法令・参考図書・資料印刷費等 |
| (6) 会 議 旅 費 | 55,000 | 55,000 | 0 | 総会・理事会・各委員会等出席旅費等 |
| (7) 図 書 ・ 資 料 頒 布 費 | 4,000 | 6,000 | △ 2,000 | 委員会報告書・広報資料等 |
| (8) 通 信 費 | 4,000 | 4,000 | 0 | 郵便切手・はがき・電話料等 |
| (9) 国 際 交 流 費 | 6,500 | 8,500 | △ 2,000 | 外国旅費・UMAP 拠出金等 |
| (10) 50周年記念事業経費 | 9,000 | 5,000 | 4,000 | 50年史印刷製本・祝賀会経費等 |
| 2. 事 務 費 | 96,500 | 93,800 | 2,700 | |
| (1) 諸 給 与 | 79,900 | 78,000 | 1,900 | 職員の給与・非常勤職員経費 |
| (2) 備 品 費 | 1,500 | 500 | 1,000 | 事務用機器類等 |
| (3) 借 用 料 | 2,300 | 2,500 | △ 200 | 事務局建物借料 |
| (4) 消 耗 品 費 | 800 | 800 | 0 | 封筒・用紙・文具類等 |
| (5) 旅 費 ・ 交 通 費 | 3,000 | 3,000 | 0 | 職員通勤費・事務連絡旅費等 |
| (6) 庁 用 諸 費 | 3,000 | 3,000 | 0 | 光熱水料・建物補修・雑役務費等 |
| (7) 被保険者事業主負担金 | 6,000 | 6,000 | 0 | 社会保険事業主負担金 |
| 3. 退 職 給 与 引 当 金 繰 入 | 8,000 | 5,000 | 3,000 | |
| 4. 積 立 金 | 25,000 | 10,000 | 15,000 | |
| 5. 予 備 費 | 18,865 | 41,740 | △22,875 | |

資 料

教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の 評価の在り方について」に対する意見

平成12年3月13日
国立大学協会会長
蓮 實 重 彦

1. 今後の児童生徒の学習の評価の在り方

文部大臣諮問理由説明でも述べられているように、これからの学校教育における「児童生徒の学習の評価」は、「単なる知識の量ではなく、児童生徒一人一人が基礎的・基本的な内容を確実に習得し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力などの『生きる力』を身に付けているかどうか」が重要であると考え、そのためには次のような諸点を考慮すべきである。

- (1) 児童生徒の学習の結果（出来不出来）を「測定」し、「集団の中での位置を見定める」のではなく、児童生徒の学習の過程を「評価」し、「一人一人の個性的な学習のあり様を見出す」ことが重要である。そのことによって、将来、大学や社会等で科学・芸術・技術の創造的な研究開発を担う人材が育成される土壌もまた形成されると考える。
- (2) したがって、その評価されるべき内容は、単に「知識・理解」面のみならず、「思考力」「想像力」「着想力」「表現力」など多面的かつ多元的であるべきであり、その評価する方法は、単に学習の最終段階で行われる「ペーパーテスト」のみならず、学習過程の様々な段階で目的と対象に応じて多様かつ複合的に行われるべきである。
- (3) 「評価」の方法が「多様である」ということは、これまでのように「評価する者」が常に教師である必要はなく、むしろ児童生徒が自らの学習成果や過程を自己評価したり、仲間とともに相互評価しあったりすることも必要であることを意味している。そのような自己評価や相互評価の営みを通して、児童生徒は学習の理解をさらに一層深めていき、学習の意欲をも高めていくことができると考える。
- (4) 以上のように「評価」という行為の在り方を根本的に問い直すことによって初めて、「評価」という用語の持っている本来の理念である、「児童生徒の学習を改善し、また教師自身の指導をも改善していくことと結び付ける営みとしての評価行為」が生み出されると考える。このことが新しい学習指導要領でも強調されている「指導と評価の一体化」の本来の姿なのではないかと考える。

2. 学習指導要領に示す目標・内容の達成状況の評価の在り方

評価行為を「児童生徒の学習を改善し、また教師自身の指導をも改善していくことと結び付ける営み」として捉えるならば、文部大臣諮問理由説明の中でも述べられている「継続的かつ客観的に把握するための総合的な学力調査の在り方やその方法等」については、次のような諸点を考慮すべきである。

- (1) 「継続的かつ客観的に把握する」ためには、何よりもまず学力調査内容が学習内容や教材に即したものであり、かつ発達段階に対応した到達可能な目標・内容として明示されたものでなければならないと考える。そのことによって、確かな学力形成の達成状況が把握できるとともに、その結果を学習改善や指導改善のためのデータとして使用できるからである。
- (2) また、調査は児童生徒の学習達成状況の把握のみならず、教育課程の診断としての役割も果たす必要があると考える。すなわち、調査は児童生徒における学習の結果（出来不出来）のみを「測定」するだけではなく、児童生徒の学習過程や教師の指導過程における「つまずき」も見出し、その改善に資するデータを提供するものであるべきと考えるからである。そのことによって学力調査は、真の意味で「評価」行為の一環に位置するものとなろう。
- (3) このような教育課程の診断機能を有した学力調査によって、新しい世紀、変化の時代に対応したものとしての、児童生徒一人一人が確実に習得すべき「基礎的・基本的な内容」とはどのようなものなのか、ということが確定され、合意もまた図られていくであろう。教育課程における「精選」とは、そのような実態に即した作業を通して、「学習指導要領に示す目標・内容」自体も絶えず再吟味され、学問の進展に対応したものとされていくことを本来的に意味していよう。

3. 教育課程の実施状況等から見た学校の自己点検・自己評価の在り方

これからの学校が「保護者や地域社会の信頼に応え、特色ある教育を展開していくために」、「各学校が、児童生徒の学習到達度や教育課程の実施状況等について評価を行い、自校における学習指導や教育課程の改善に役立てるとともに、それを家庭や地域社会に説明することは、大切なことである」とする文部大臣諮問理由説明中の基本見解は重要である。その具体化のためには、さらに次のような諸点を考慮すべきであると考えられる。

- (1) 各学校における自己点検・自己評価の営みを、それぞれの学校における教育活動上の特色・創意工夫を引き出したり、それを直接的に担う教員の力量向上の契機となるような営みとしていくことが重要であると考えられる。
- (2) そのためには、学校教育活動が児童生徒の実態や保護者・地域住民の学校教育に対するニーズに対応しているかどうかについて、学校自らが診断基準に基づいて学校教育計画を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにしていくことが重要である。
- (3) したがって、学校における自己点検・自己評価項目の設定については、教育行政諸機関等が一律的に比較可能な共通評価項目を指示すばかりではなく、各学校がそれぞれの実態に即して、

児童生徒や保護者とも協議しながら独自の点検・評価項目を設けていくことができるような体制づくりが重要である。

- (4) また、その際の評価は学校全体としての組織的な取り組み状況に対する自己点検・自己評価の営みを中心であること、一人一人の教員の教育活動にも自己点検・自己評価の営みは及ぼうが、その際には一人一人の教員の教育活動改善に向けた取り組みを組織的に励まし促進するような「支援の論理」に基づいた営みとして行われることが重要である。
- (5) 自己点検・自己評価の結果を、児童生徒や保護者、あるいは地域住民等に公開し、改善に向けての共同の協議・具体的行動を起こしていくことまで視野に入れることが重要である。しかし、その際には、日頃から学校の実態を正しく認識できるような情報を公開・提供していくことが、点検・評価活動をより正しく、より実りあるものとしていく上で、必要不可欠であると考ええる。

4. その他の関連事項

現在、「児童（生徒）指導要録」の内容、取り扱い等に関して、次のような諸点の問題が指摘されており、その改善を考慮すべきである。

- (1) 「指導要録」が担わされている2つの性格機能、すなわち「証明機能」と「指導機能」を、「要録」の様式上及び取り扱い上において、再整理することが必要である。それは例えば、「観点別学習状況」の「関心・意欲・態度」項目が、個々の教員の指導レベルで用いられる情報として位置づけられる限りは大きな問題とならないが、個々の児童生徒の入試選抜レベルにおいて用いられる情報として位置づけられる時、その判断の主観性やそのことが児童生徒に及ぼす影響（外面的な態度ばかりを気にするようになる等）が問題視され、児童生徒と保護者の間には不安、学校現場には混乱とが生じてくることになるからである。同様のことは「行動及び性格の記録」項目に関しても指摘されているところである。
- (2) したがって、「指導要録」の様式を再度抜本的に見直しするとともに、その取り扱いについては「指導に関する記録」内容を安易に選抜・振り分けのための資料として利用することのないよう慎重なる配慮を求めていくことが必要であろう。
- (3) 児童生徒の学習の評価は通常、教員（個人又はチーム）において行われる。その意味では評価方法の改善にあたっては評価をめぐる教員の能力向上が是非とも必要である。この観点から教員の養成及び研修に関わる課題としても検討され、提言されることを要望する。

以上

そ の 他

(平成12年2月2日～平成12年6月1日)

■常置委員会の設置

○ 第8常置委員会(評価)

- 委員名簿：委員長 松尾 稔(名古屋大学長)
- 委員 丹保 憲仁(北海道大学長)
- 〃 田頭 博昭(室蘭工業大学長)
- 〃 大澤 健郎(上越教育大学長)
- 〃 椎貝 博美(山梨大学長)
- 〃 森本 尚武(信州大学長)
- 〃 佐藤 博明(静岡大学長)
- 〃 赤木 攻(大阪外国語大学長)
- 〃 山田 康之(奈良先端科学技術大学院大学長)
- 〃 河野 伊一郎(岡山大学長)
- 〃 池田 久男(高知医科大学長)
- 〃 田中 弘允(鹿児島大学長)
- 〃 金子 元久(東京大学教授)
- 〃 藤本 和貴夫(大阪大学教授)
- 〃 内田 博文(九州大学教授)
- 〃 天野 郁夫(国立学校財務センター教授)
- 専門委員 岡田 益男(東北大学教授)
- 〃 池田 輝政(名古屋大学教授)
- 〃 野角 計宏(名古屋大学事務局長)

■特別委員会の継続設置

○ 教員養成特別委員会

- 課 題：(1) 21世紀へ向けた教育改革と国立大学における教員養成教育の在り方
- (2) 学校教員等の資質の向上と国立大学の大学院修士課程の在り方
- (3) 教員養成に係わる大学教員の指導力向上の方策と課題

設置期間：2年間(平成12年4月1日～平成14年3月31日)

- 委員名簿：委員長 岡本 靖正(東京学芸大学長)
- 委員 吉原 泰助(福島大学長)

- ” 貴 志 浩 三 (宇都宮大学長)
- ” 中 嶋 嶺 雄 (東京外国語大学長)
- ” 須 藤 正 克 (福井医科大学長)
- ” 仲 井 豊 (愛知教育大学長)
- ” 矢 谷 隆 一 (三重大学長)
- ” 原 田 康 夫 (広島大学長)
- ” 溝 上 泰 (鳴門教育大学長)
- ” 野 村 新 (大分大学長)
- 専門委員 横須賀 薫 (宮城教育大学教授)
- ” 浦 野 東洋一 (東京大学教授)
- ” 山 崎 準 二 (静岡大学教授)
- ” 的 場 正 美 (名古屋大学教授)
- ” 矢尾坂 修 (奈良教育大学教授)
- ” 羽 田 貴 史 (広島大学教授)

○ 医学教育特別委員会

課 題：卒後臨床研修の義務化, 医学歯学教育及び入試の改善, 4年制メディカルスクー
ル, 医師の需給問題等

設置期間：2年間 (平成12年4月1日～平成14年3月31日)

委員名簿：委員長 鈴木 章 夫 (東京医科歯科大学長)

- 委 員 吉 田 豊 (弘前大学長)
- ” 磯 野 可 一 (千葉大学長)
- ” 荒 川 正 昭 (新潟大学長)
- ” 吉 田 洋 二 (山梨医科大学長)
- ” 小 澤 和 恵 (滋賀医科大学長)
- ” 岸 本 忠 三 (大阪大学長)
- ” 西 塚 泰 美 (神戸大学長)
- ” 原 田 康 夫 (広島大学長)
- ” 斎 藤 史 郎 (徳島大学長)
- ” 杉 岡 洋 一 (九州大学長)
- ” 江 口 吾 朗 (熊本大学長)
- 専門委員 大 山 喬 史 (東京医科歯科大学教授)

小委員会の継続設置

○ 第2 常置委員会 大学入試情報開示に関する検討小委員会

課 題：大学入試情報開示に関する諸問題について

設置期間：2年間（平成12年6月1日～平成14年5月31日）

委員名簿：委員長 杉 岡 洋 一（九州大学長）

委 員 板 垣 浩（横浜国立大学長）

〃 長谷部 清（北海道大学教授）

〃 荒 井 克 弘（東北大学教授）

〃 笹 田 栄 司（金沢大学教授）

〃 西 田 吾 郎（京都大学教授）

〃 安 藤 高 行（九州大学教授）

〃 前 田 稔（九州大学教授）

〃 柳 井 晴 夫（大学入試センター教授）

○ 第6 常置委員会 学生納付金等検討小委員会

課 題：学生納付金・学部別授業料等に関する諸問題について

設置期間：2年間（平成12年6月1日～平成14年5月31日）

委員名簿：委員長 鈴木 章 夫（東京医科歯科大学長）

委 員 杉 本 典 之（東北大学教授）

〃 山 本 眞 一（筑波大学教授）

〃 宮 島 洋（東京大学教授）

〃 金 子 元 久（東京大学教授）

〃 佐 和 隆 光（京都大学教授）

〃 原 政 敏（埼玉大学事務局長）

〃 渡 橋 正 博（東京医科歯科大学事務局長）

学長等の異動

○ 学長の交代

| （大学） | （新任） | （前任） | 〔発令日〕 |
|--------|---------|---------|-----------|
| 帯広畜産大学 | 佐々木 康 之 | 久 保 嘉 治 | 平成12年3月1日 |
| 電気通信大学 | 梶 谷 誠 | 有 山 正 孝 | 平成12年5月1日 |
| 浜松医科大学 | 寺 尾 俊 彦 | 山 崎 昇 | 平成12年5月1日 |
| 島根医科大学 | 下 山 誠 | 高 折 修 二 | 平成12年4月1日 |
| 香川医科大学 | 田 邊 正 忠 | 田 中 聰 | 平成12年4月1日 |

| | | | |
|--------|------|-------|-----------|
| (大学) | (新任) | (前任) | [発令日] |
| 佐賀医科大学 | 杉浦 甫 | 山口 雅也 | 平成12年4月1日 |

○ 委員の委嘱

| | | | |
|----------------------------|-------|----------|------------|
| (委員会) | | | [発令日] |
| 第1常置委員会独立行政法人化問題 検討小委員会 | 宮腰 英一 | (東北大学教授) | 平成12年3月29日 |

○ 専門委員の委嘱

| | | | |
|---------|-------|-----------|------------|
| (委員会) | | | [発令日] |
| 第2常置委員会 | 長谷部 清 | (北海道大学教授) | 平成12年4月11日 |
| 〃 | 前田 稔 | (九州大学教授) | 平成12年4月11日 |

○ 専門委員の交代

| | | | |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|------------|
| (委員会) | (新任) | (前任) | [発令日] |
| 第4常置委員会 | 斉藤 彬夫 (東京工業大学教授) | 長松 昭男 (東京工業大学教授) | 平成12年4月1日 |
| 〃 | 菊池 俊昭 (東京大学総務部長) | 中村 好一 (東京大学総務部長) | 平成12年5月1日 |
| 第6常置委員会 | 渡橋 正博 (東京医科歯科大学 事務局長) | 菅原 正弘 (東京医科歯科大学 事務局長) | 平成12年4月18日 |
| 特別会計制度協議 会 | 渡橋 正博 (東京医科歯科大学 事務局長) | 菅原 正弘 (東京医科歯科大学 事務局長) | 平成12年4月18日 |

○ 専門委員の(継続)委嘱

| | | | |
|---------|-------|----------|------------|
| (委員会) | | | [発令日] |
| 第2常置委員会 | 荒井 克弘 | (東北大学教授) | 平成12年4月11日 |

■ 特別委員会の廃止

大学評価に関する特別委員会 [平成12年3月31日をもって廃止]

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流，国際協力）
 - 第6常置委員会（財 政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
 - 第8常置委員会（評 価）
- 常置委員会小委員会
 - 第1常置委員会独立行政法人化問題に関する検討小委員会
〔設置期間：平成11年7月29日～平成13年7月28日〕
 - 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕
 - 第5常置委員会短期学生交流計画（JANUSSEP）小委員会
〔設置期間：平成11年12月15日～平成13年12月14日〕
 - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕
 - 第7常置委員会情報公開法に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年11月1日～平成12年10月31日〕
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
 - 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
- 国立大学協会50周年記念行事準備委員会
〔設置期間：平成10年8月1日～平成12年12月31日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

- * 国大協事務局はここ十年間、第5常置委員会の先生方とともに、UMAP国際事務局設置の問題に取り組んできました。既にご承知と思いますが、国大協は文部省・公立大学協会・日本私立大学団体連合会と協力し、一昨年のUMAP国際事務局開設に努力するとともに、UMAP参加国・地域がそれぞれ設置することとなったUMAP日本国内委員会の運営にも協力してきましたが、本年4月より日本国内委員会の事務は(財)日本国際教育協会に移管いたしました。今後ともUMAPの目的とするアジア太平洋地域の学生交流についてご理解とご協力を賜れば幸いです。
- * 国大協50周年記念行事準備委員会は『国大協五十年史』の編纂に当たっておりますが、その一環として、元・前国大協会長による座談会を企画し、近20年の期間に会長の重責を果たされた、森 亘、吉川弘之、井村裕夫、阿部謹也（有馬先生は国会のため急遽欠席）の4名の先生方にご出席いただき、会長在職中の印象的な事柄や独立行政法人化問題、またこれに伴う国立大学や国大協の在り方等について、ご懇談いただきました。なお、『国大協五十年史』は本年11月の祝賀会において記念配付する予定です。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、丹羽奈良女子大学長をお願いして「国連女性2000年会議に思うこと」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆の労を煩わし有り難うございました。厚く御礼申し上げます。
(伊藤)

会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成12年6月6日 印刷
平成12年6月12日 発行 (非売品)

会 報 第168号

(第50巻第2号 通巻第168号)

編集兼
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033(東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電 話 03 (3811) 4760

03 (3813) 0647

FAX 03 (3818) 8656

E-mail janu@iris.dti.ne.jp

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社